

8 . 地域環境活動

市町村における環境保全活動

ア 市（町村）民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の都市宣言	豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。 昭和59年10月20日
銚 子 市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的效果、市民のゴミに対する意識の高揚を図る。平成7年6月29日都市宣言
市 原 市	不法投棄絶滅宣言	市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。 平成12年7月5日
袖 ヶ 浦 市	環境保全都市宣言	「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。 平成3年6月14日宣言
白 井 市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、町民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的として平成8年10月6日に宣言を行った。

イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境基本条例	H6.12
銚 子 市	銚子市環境基本条例	H13.9.27
市 川 市	市川市環境基本条例	H10.7.3
船 橋 市	船橋市環境基本条例	H9.3.31
館 山 市	館山市環境基本条例	H15.12.24
野 田 市	野田市環境基本条例	H8.7.31
茂 原 市	茂原市環境条例	H10.4.1
成 田 市	成田市環境基本条例	H9.3.31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H8.12.24
東 金 市	東金市環境基本条例	H12.12.27
旭 市	旭市環境基本条例	H17.7.1
習 志 野 市	習志野市環境基本条例	H11.9.28
柏 市	柏市環境保全条例	H13.9.28
勝 浦 市	勝浦市環境基本条例	H11.12.22
市 原 市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48.3.31
流 山 市	流山市環境基本条例	H13.7.2
八 千 代 市	八千代市環境基本条例	H10.11.24
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9.10.1
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17.2.11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境保全基本条例	H5.12.22
君 津 市	君津市環境保全条例	H15.3.28
富 津 市	富津市環境条例	H16.3.26
浦 安 市	浦安市環境基本条例	H15.10.1
四 街 道 市	四街道市環境基本条例	H9.9.29
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11.12.27
八 街 市	八街市環境基本条例	H10.4.1
印 西 市	印西市環境基本条例	H11.3.19
白 井 市	白井市環境基本条例	H12.6.30
富 里 市	富里市環境基本条例	H11.3.25
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本条例	H18.1.23
香 取 市	香取市環境基本条例	H18.3.27
い す み 市	いすみ市環境基本条例	H17.12.5
栄 町	栄町環境基本条例	H10.12.11
東 庄 町	東庄町環境基本条例	H15.3.7
大 網 白 里 町	大網白里町環境基本条例	H14.3.29
一 宮 町	一宮環境基本条例	H18.4.1
長 生 村	長生村環境条例	H12.3.10
長 柄 町	長柄環境条例	H10.12.9
大 多 喜 町	大多喜町環境基本条例	H8.12.19
御 宿 町	御宿町環境保全条例	S48.6.27

【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市環境保全条例	H7.11
銚子市	銚子市環境保全条例	H13.9.27
市川市	市川市環境保全条例	H10.7.3
船橋市	船橋市環境保全条例	H14.12.27
館山市	館山市公害防止条例	S47.10.2
木更津市	木更津市環境保全条例	H12.12.20
松戸市	松戸市公害防止条例	S47.4.1
野田市	野田市環境保全条例	H8.7.31
茂原市	茂原市環境条例	H10.4.1
成田市	成田市公害防止条例	S47.3.30
佐倉市	佐倉市環境保全条例	H11.9.30
東金市	東金市環境保全条例	H13.3.7
旭市	旭市環境保全条例	H17.7.1
習志野市	習志野市環境保全条例	S45.4.1
勝浦市	勝浦市環境保全条例	H11.12.22
市原市	市原市生活環境保全条例	H10.3.23
流山市	流山市公害防止条例	S47.6.20
八千代市	八千代市公害防止条例	S47.4.1
我孫子市	我孫子市環境条例	H9.10.1
鴨川市	鴨川市環境条例	H17.2.11
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47.10.5
富津市	富津市環境条例	H16.3.26
浦安市	浦安市公害防止条例	S47.3.24
四街道市	四街道市公害防止条例	S47.12.21
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境条例	H11.12.27
八街市	八街市環境保全条例	H10.4.1
印西市	印西市環境保全条例	H11.3.19
白井市	白井市公害防止条例	S46.12.22
富里市	富里市公害防止条例	S47.7.4
南房総市	南房総市公害防止条例	H18.3.20
匝瑳市	匝瑳市環境保全条例	H18.1.23
香取市	香取市環境保全条例	H18.3.27
山武市	山武市公害防止条例	H18.3.27
いすみ市	いすみ市環境保全条例	H17.12.5
酒々井町	酒々井町公害防止条例	S51.6.25
印旛村	印旛村公害防止条例	S53.3.27
本埜村	本埜村公害防止条例	S60.3.8
栄町	栄町環境保全条例	H10.12.11
神崎町	神崎町公害防止条例	S47.7.10
多古町	多古町公害防止条例	S47.5.13
東庄町	東庄町公害防止条例	S47.3.17
大網白里町	大網白里町環境保全条例	H16.6.15
九十九里町	九十九里町公害防止条例	S48.3.31
芝山町	芝山町公害防止条例	S47.6.16
横芝光町	横芝光町公害防止条例	H18.3.27
一宮町	一宮町環境保全条例	H18.4.1
睦沢町	睦沢町環境条例	H10.6.26
白子町	白子町公害防止条例	S47.3.17
長南町	長南町公害防止条例	S46.12.20
大多喜町	大多喜町環境保全条例	H8.12.19
鋸南町	鋸南町公害防止条例	S47.3.2

【土地の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
成田市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H16.3.31
佐倉市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H9.3.28 (当初) H17.12.26
東金市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17.9.30
八街市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17.6.1
神崎町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H16.6.15

【土砂等の埋立てに関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.9
銚 子 市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17.10.7
市 川 市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15.6.25
船 橋 市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14.12.27
館 山 市	館山市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H1.3.28
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.20
野 田 市	野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.25
茂 原 市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.4.1
成 田 市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H16.3.31
旭 市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17.7.1
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.12.24
柏 市	柏市埋立事業規制条例	H10.3.27
勝 浦 市	勝浦市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.4.1
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H9.9.17
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.30
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.24
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H16.4.1
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17.2.11
鎌 ケ 谷 市	鎌ケ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.22
君 津 市	君津市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.25
富 津 市	富津市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.17
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14.2.12
袖 ケ 浦 市	袖ケ浦市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.25
印 西 市	印西市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.27
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.9.17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.24
南 房 総 市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18.3.20
匝 瑛 市	匝瑛市土砂等の小規模埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18.1.23
香 取 市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18.3.27
山 武 市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	H18.3.27
い す み 市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17.12.5
酒 々 井 町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.18
印 旛 村	印旛村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.12
本 埜 村	本埜村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.13
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.17
多 古 町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.16
東 庄 町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.9.21
大 網 白 里 町	大網白里町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S63.4.1
九 十 九 里 町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.6.12
芝 山 町	芝山町残土等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為の規制に関する条例	S63.4.1
横 芝 光 町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18.3.27
一 宮 町	一宮町小規模埋立てによる土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.13
睦 沢 町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.23
長 生 村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.9
白 子 町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.17
長 柄 町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.1.1
長 南 町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.17
大 多 喜 町	大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.24
御 宿 町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12
鋸 南 町	鋸南町土砂等による土地の埋立盛土及びたい積に関する条例	H9.3.19

【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉県空き缶等の散乱の防止に関する条例	H10.3
市 川 市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	H15.9.22
船 橋 市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H16.3.31
館 山 市	館山市まちをきれいにする条例	H10.3.24
木 更 津 市	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	H8.3.29
松 戸 市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	H15.12.19

市町村名	名 称	制定日
野 田 市	野田市環境美化条例	H9.3.31
茂 原 市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12.6.29
成 田 市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H8.12.27
東 金 市	東金市清潔で美しい町づくりの推進に関する条例	H13.3.31
旭 市	旭市環境美化推進に関する条例	H17.7.1
習 志 野 市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	H14.12.27
柏 市	柏市ばい捨て及び違反ごみ出し防止条例	H9.3.28
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H15.4.1
市 原 市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H9.3.18
流 山 市	流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H14.6.28 H18.3.27改正
八 千 代 市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10.3.25
我 孫 子 市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H10.1.1
鴨 川 市	鴨川市まちをきれいにする条例	H17.2.11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	H17.9.9
君 津 市	君津市まちをきれいにする条例	H9.3.31
富 津 市	富津市まちをきれいにする条例	H9.3.27
浦 安 市	浦安市空き缶等の散乱防止に関する条例	H9.3.31
四 街 道 市	四街道市まちをきれいにする条例	H11.3.30
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H9.3.28
八 街 市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10.11.1
印 西 市	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	H19.9.21
白 井 市	白井市まちをきれいにする条例	H14.9.24
富 里 市	富里市ポイ捨て防止条例	H12.3.27
南 房 総 市	南房総市環境美化推進に関する条例	H18.3.20
匝 瑳 市	匝瑳市まちをきれいにする条例	H18.1.23
香 取 市	香取市環境美化条例	H18.3.27
山 武 市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18.3.27
印 旛 村	印旛村環境美化推進に関する条例	H12.9.13
神 崎 町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13.12.18
多 古 町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12.12.20
東 庄 町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10.3.12
横 芝 光 町	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	H19.3.15
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10.6.26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H8.6.11
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H6.9.27
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H6.12.8

【水源保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
木 更 津 市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H6.12.22
市 原 市	市原市水道水源保護条例	H7.3.31
君 津 市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7.6.30
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7.3.30
南 房 総 市	南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H18.3.20
神 崎 町	神崎町水道水源保全条例	H13.3.19
多 古 町	多古町水道水源保全条例	H13.12.18
長 柄 町	長柄ダム水質保護条例	H8.10.1
御 宿 町	御宿町水道水質保全条例	H14.10.9

【自然保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
船 橋 市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48.9.29
松 戸 市	松戸市緑の条例	H12.3.29
習 志 野 市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47.7.4
市 原 市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	H48.3.31
流 山 市	流山市緑化推進及び保全に関する条例	S48.3.30
八 千 代 市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50.4.1
君 津 市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S52.4.1
四 街 道 市	四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	S60.9.30

市町村名	名 称	制定日
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H6.3.25
	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49.6.21

【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市環境影響評価条例	H10.9
	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H5.3
市川市	市川市都市美観の保持等に関する条例	H15.9
船橋市	船橋市環境共生まちづくり条例	H7.6.27
	船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5.3.31
	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16.3.26
松戸市	川をきれいにする条例	H5.4.1
茂原市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12.6.29
成田市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63.3.24
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12.3.31
佐倉市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	H15.3.7
	佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例	H16.3.26
	佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例	H18.6.30
柏市	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13.9.28
	柏市野積み防止等条例	H17.12.21
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14.9.26
市原市	市原市放置自転車の処理に関する条例	H17.12.19
	市原市雑草等の除去に関する条例	H19.3.15
八千代市	八千代市不法投棄防止条例	H14.3.26
我孫子市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11.4.1
	我孫子市緑地等の保存及び緑化の推進に関する条例	S47.12.25
	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H17.7.1
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6.3.31
	鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例	H5.12.22
君津市	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15.3.28
四街道市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H9.12.22
	四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	H1.3.28
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46.11.3
	袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H5.3.26
	袖ヶ浦町まちをきれいにする条例	H9.3.28
白井市	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6.12.22
	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H1.3.11
富里市	富里市雑草の除去に関する条例	H6.3.25
	富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47.7.4 H18.3.22改正
山武市	山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18.3.27
いすみ市	いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17.12.5
	いすみ市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H17.12.5
酒々井町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S47.9.29
栄町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S62.3.16
	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S52.3.12
神崎町	神崎町放置自動車の処理に関する条例	H18.3.8
大網白里町	大網白里町雑草等の除去に関する条例	S54.1.19
芝山町	芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H2.3.19
横芝光町	横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18.3.27
	横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例	H18.3.27
長南町	長南町を住みよくする条例	S48.6.25
鋸南町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H2.3.6

【環境基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市環境基本計画	H7.3 (H14.6見直し)
銚子市	銚子市環境基本計画	H16.3

市町村名	名 称	制定日
市 川 市	市川市環境基本計画	H12.2.21
船 橋 市	船橋市環境基本計画	H9.3
	船橋市一般廃棄物処理基本計画	H19.3.23
館 山 市	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10.5
木 更 津 市	木更津市環境基本計画	H15.3.31
松 戸 市	松戸市環境計画	H10.3.31
野 田 市	野田市環境基本計画	H11.3
成 田 市	成田市環境基本計画	H12.3.26
佐 倉 市	佐倉市環境基本計画	H10.3.31
東 金 市	東金市環境基本計画	H13.3.30
旭 市	旭市環境基本計画	H19.3
習 志 野 市	習志野市環境基本計画	H19.3
	習志野市一般廃棄物処理基本計画	H19.3
	習志野市新エネルギービジョン	H19.2
柏 市	柏市環境基本計画	H9.3.31
勝 浦 市	勝浦市地域環境総合計画	H15.3.31
市 原 市	市原市環境基本計画	H18.3.31
流 山 市	流山市環境基本計画	H17.7
八 千 代 市	八千代市環境保全計画	H12.3
我 孫 子 市	我孫子市環境基本計画	H13.3
鴨 川 市	鴨川市環境基本計画	H19.3.29
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境基本計画	H15.3
君 津 市	君津市環境基本計画	H17.3
富 津 市	富津市環境基本計画	H19.5.1
浦 安 市	浦安市環境基本計画	H17.1
四 街 道 市	四街道市環境基本計画	H10.3
	四街道市ごみ処理基本計画	H15.3.31
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境基本計画	H15.3.31
印 西 市	印西市環境基本計画	H15.3.31
白 井 市	白井市環境基本計画	H14.3
富 里 市	富里市環境基本計画	H14.4.1
匝 瑳 市	八日市場市環境基本計画（合併前のものを準用）	H11.3.16
大 網 白 里 町	大網白里町環境基本計画	H18.10.1
御 宿 町	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10.3.27

【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市緑と水辺の基本計画	H9.12 (H14.11一部変更)
市 川 市	市川市みどりの基本計画	H16.4.1
船 橋 市	船橋市緑の基本計画	H9.3 H19.11改定
松 戸 市	松戸市緑の基本計画	H10.12
成 田 市	成田市緑の基本計画	H9.7
習 志 野 市	習志野市緑の基本計画	H19.3
柏 市	柏市緑の基本計画	H8.3
流 山 市	流山市緑の基本計画	H18.3.31
八 千 代 市	八千代市緑の基本計画	H15.3
我 孫 子 市	我孫子市緑の基本計画	H11.7
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市緑の基本計画	H15.2
浦 安 市	浦安市緑の基本計画	H17.4.1
四 街 道 市	四街道市みどりの基本計画	H18.1
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H7.3
印 西 市	印西市緑の基本計画	H11.11
白 井 市	白井市緑の基本計画	H10.2
大 網 白 里 町	大網白里町緑の基本計画	H15.3.18
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12.3

ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名称	内容
千葉市	千葉市地球温暖化防止実行計画	平成14年11月策定 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定し、措置を実施することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	千葉市地球温暖化対策地域推進計画	平成16年3月策定 地球温暖化の防止に向けて温室効果ガス排出量の削減が必要なことから、市民・事業者・市が適切に役割を分担し、各主体が連携して総合的・計画的に地球温暖化対策に積極的に取り組む。 【削減目標】目標年度（2010年度）の温室効果ガス総排出量を現況年度（2000年度）より約6%削減し、可能な限り基準年度（1990年度）レベルを下回るように抑制する。
	千葉市地球環境保全協定	非製造業の事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進など、地球環境に配慮した取組を実践してもらう。
	地球温暖化防止キャンペーン	家庭における地球温暖化防止対策を促進させるため、「ちばしエコライフカレンダー」を配布し、家庭での省エネに取組んでいただき、その結果を市に報告する「ちば・エコファミリー（環境シェフ）」を募集する。また、一層幅広い市民・事業者の方々に地球温暖化対策に取り組んでいただくとともに、環境シェフ登録者数の拡大を図るため、自らが行う温暖化対策を宣言する方式「ちばし環境宣言」制度を平成19年7月より開始した。
	ちばしエコライフカレンダー	地球温暖化の防止に向けて、市民の具体的な取組み事例や環境家計簿の機能を盛り込んだ環境カレンダーを作成・配布する。
	地球温暖化防止アドバイザー制度	市民の皆さんが地球温暖化問題に関する自主的な学習を活発にし、この問題に対する理解を深めていただくため、指導員又は講師として地球温暖化防止アドバイザーを派遣する。
市川市	住宅用太陽光発電設備設置費補助	新エネルギー導入を推進するため、市内に自らが居住する住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電設備を設置する方に、その経費の一部を助成している。補助額：平成18年度は1kwあたり4.5万円（13.5万円を上限）
	環境保全協定	事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取組みを示した細目協定からなる。平成18年度未現在72事業所と協定。
	エコライフ推進員制度	市から委嘱された30名のエコライフ推進員が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。
	市川市地球温暖化対策実行計画	市の施設から排出される温室効果ガスの抑制措置の計画として、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進する計画。平成18年度から平成22年度までに6%の削減を目指す。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業	住宅用の太陽光発電システムの普及による二酸化炭素排出量の削減を図るため、平成12年度から設置に対して設置費の一部を助成している。18年度実績39件。
船橋市	公共施設への新エネルギー導入	公共施設に太陽光発電や風力発電などの新エネルギーを導入する。平成18年度は国府台小学校に小型風力発電を、中山小学校に小型太陽光発電をそれぞれ設置し、環境学習の向上に活用している。
	ふなばしエコオフィスプラン	市が環境への負荷を低減すると共に市民等を環境に配慮した自主的な取組へ誘導する目的で策定し、グリーン購入法及び地球温暖化対策に係る実行計画も併せた計画である。
	地球温暖化対策地域推進計画策定事業	本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるため、地域推進計画をH18～19年度の2か年で策定する。
館山市	不法投棄対策事業	市職員による不法投棄等の監視、パトロールを行うとともに郵便局・NTT東日本・東京電力・京葉ガス・京葉地区タクシー運営協議会と不法投棄に関する情報提供の覚書（「契約」は削除。）を締結し、不法投棄の防止、早期発見を図る。
	アイドリング・ストップ推進事業	市職員が率先して実行するとともに、広報等により市民に呼びかけ、省エネ、地球温暖化防止を図る。
	不法投棄防止事業	広報等により、市民に呼びかけを行うとともに、不法投棄監視員による監視活動及び行政のパトロールにより、不法投棄の防止と早期発見を図る。
	館山市地球温暖化対策実行計画	平成15年3月制定「地球温暖化対策の推進に関する法律第4条」の規定により地球温暖化の防止に取組む。
木更津市	館山市地域新エネルギー詳細ビジョン	平成15年度実施。平成14年度の館山市地域新エネルギービジョンを受けて重点テーマを設定し、システム全体の具体化の検討を行うことを目的に策定
	木更津市地球温暖化対策実行計画	本市が行う事務及び事業に関して温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定した。平成13年3月23日制定。平成18年4月1日改定。
松戸市	松戸市地域新エネルギービジョン	行政だけでなく、市民、事業者が「新エネルギーの導入」を体系的、統一的に取り組めるような基本指針。平成15年3月策定
	松戸市地域省エネルギービジョン	市民、事業者、行政それぞれが自主的に自立して省エネルギーに取り組むまちをめざす。平成18年2月策定
	松戸市役所地球温暖化防止実行計画	「松戸市役所エコオフィス行動プラン」を再構築し、市役所全体の事務及び事業により排出される温室効果ガスの量で目標設定。平成16年4月1日策定
野田市	野田市地球環境温暖化対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。平成19年4月策定
茂原市	茂原市地球温暖化対策実行計画	市役所の事務・事業により排出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、平成15年度を基準年とし、平成23年度までに7%削減することを目指す。平成19年4月1日策定
成田市	成田市環境保全率先実行計画	市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。平成14年3月策定
	フロンガス回収・処理事業	リサイクルプラザにおいて、リサイクル法に乗らない破損廃冷蔵庫から特定フロンガスを回収している。
佐倉市	環境家計簿	平成18年11月作成。イベント等で随時配賦。
東金市	東金市地球温暖化対策実行計画	東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画を平成12年11月に策定、以後3ヶ年ごとに見直しを行っている。
習志野市	習志野市地球温暖化防止率先行動計画	地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた率先行動計画を策定（平成16年4月策定）
	地球温暖化防止を考えるつどい	地球温暖化防止の市民啓発を行なうため、市民・事業者を構成員とする「実行委員会」を設置するとともに企画運営を委託し、環境月間イベントを実施した。 日時・場所：平成19年6月24日（日）午後1：00～4：15・習志野市民会館 参加者：650人

市町村名	名称	内容
市原市	アイドリングストップ推進事業	市民にパンフレットやシール等を作成・配布し、省エネ・温暖化防止を図る。
	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
	市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業	平成18年5月22日制定。 太陽光発電システムを住宅に設置する市民に対し、設置費用の一部を補助する制度。出力1キロワット当たり2.5万円、限度額10万円。
流山市	ストップ温暖化市役所アクションプログラム	平成18年3月 「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条」に基づき、策定したもの。市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。
	ストップ温暖化ながれやま計画	平成18年3月 「地球温暖化対策の推進に関する法律第20条」に基づき、策定したもの。地域の温室効果ガスの排出抑制を目的とし、そのために必要な、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策の策定と、市民や事業者が取るべき行動について定めた。
八千代市	八千代市率先実行計画	市の関連施設から発生する温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に資するための計画（18～22年度）
我孫子市	あびこエコプロジェクト（第二次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画）	平成12年策定の第一次率先行動計画での取り組み結果を受け、平成18年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	平成14年度から実施 補助額 太陽電池モジュール1kw当たり30,000円、4kwを上限とする
鴨川市	鴨川市地域新エネルギービジョン	太陽光や風力などの自然エネルギー、廃棄物などのリサイクルエネルギー、クリーンエネルギー自動車などの環境負荷の少ないエネルギー利用方法のうち、鴨川の特徴を活かした新エネルギーの導入を検討すべくビジョンを策定した。
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画	市自らが、1事業所として温室効果ガスの削減に取り組む。
君津市	第2次地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。平成19年3月策定、計画期間：平成19年度～23年度
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	17年度から実施。出力1kwあたり3万円（12万円を上限とする）
富津市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
浦安市	浦安市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	平成15年度から実施。補助額最大出力1kwあたり2万5千円、最大10万円までの補助を行う。
	第2次浦安市地球温暖化対策実行計画	平成18年3月に策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。 計画期間：平成18年度～平成22年度
四街道市	四街道市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制地球温暖化対策の推進を図る。
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、本市の事務・事業に関する温室効果ガス排出削減について実行計画を策定。
印西市	印西市庁内エコプラン	H15年3月策定 CO2排出量の削減目標を定め、庁内の省エネ、省資源に努める。
	印西市グリーン購入推進指針	H15年3月策定 製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。
	太陽光発電システム等設置補助金	平成17年度から実施 太陽光発電システム：1kw当り50,000円、上限200,000円の補助 太陽熱利用温水機：機器1台につき30,000円の補助
白井市	白井市地球温暖化防止対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。
	環境家計簿の普及促進	地球温暖化防止対策のひとつとして、日常生活からCO2（二酸化炭素）排出量を減らす行動の実践とし、環境問題の意識付けとかつ家計の節約にも結びつけてもらうため、市ホームページに掲載、ダウンロードできるようにしている。
富里市	富里市地球温暖化防止実行計画	平成19年4月策定 市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。
南房総市	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	旧千倉町保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなっている。
香取市	地球温暖化防止実行計画	旧佐原市の施設を対象に温室効果ガスの排出量を把握するとともに排出抑制に向けた取組を設定。
横芝光町	不法投棄防止対策事業	ポイ捨て禁止看板を設置し不法投棄防止PRを展開している。月1回不法投棄監視員と協力し、町内全域のパトロール及び広報活動による不法投棄防止と早期発見を行っている。 町雇用の環境美化推進員・協力員によりごみの回収や不法投棄防止のPRを図る。

工 保存樹木・保存緑地等

市町村名	名称	内容
千葉市	保存樹木・保存樹木の指定	昭和46年度より、市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定。 保存樹木 629本 奨励金 3,000円/本 保存樹林 約284.4ha 奨励金10円/m ²
	市民の森設置事業	昭和48年度より、市民に自然の恵みを十分享受できる憩いの場を提供するため、保存樹林の存する土地その他の自然環境地を市民の森として設置。 15か所・約35.6ha 奨励金 市街化区域内 20円/m ² 市街化調整区域 10円/m ²

市町村名	名 称	内 容
市 川 市	緑化対策事業	昭和56年10月1日に「市川市環境美化条例」、昭和59年4月1日に「市川市緑化対策事業補助金交付規則」を制定し、これら条例及び規則に基づき、保存樹林、緑地保全地区、都市計画緑地、及び本市と緑地保全に関する協定を締結した山林を対象に市川市緑化対策事業補助金交付規則に基づき、固定資産税100%免除や予算内で該当する緑地により、25円/㎡～58円/㎡を上限として補助している。(18年度対象面積42.4ha、補助額12,070千円) 保存樹木協定の中で、クロマツ(幹周1.5m以上) 其他の樹木(幹周3m以上)を対象に剪定等費用の1/2(上限3万円)、立ち枯れ・倒木などの費用の1/2(上限20万円)を補助している。平成18年度末でクロマツ66本、巨木29本の協定を締結している。
船 橋 市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹林30円/㎡、樹木5,000円/本、生垣100円/m 市街化調整区域内は半額 樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 昭和48年9月29日制定 平成18年度 支給総額 23,163千円
松 戸 市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例に基づく基準により指定し、維持・管理の助成を行っている。 ・保全樹林地区 546,479㎡ 20円/㎡・年 ・特別保全樹林地区 45,283㎡ 30円/㎡・年 ・保護樹木 131本 2,000円/本・年 平成18年度実績 総支給額12,435,271円
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	「市民の森」は、1,000㎡以上の市街化区域又は隣接区域内の山林。借地料は固定資産税相当額、管理費は市が管理しない場合は90円/㎡を支給する。また、「名木・古木」は幹周、樹高に応じて2,000円～5,000円/年を支給する。
	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	貴重な野生動植物の生息地又は、生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする。(保全協定をしたものに限り助成金15円/㎡・固定資産税額) 平成19年4月1日
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等の保存等の保存選定要綱	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で、樹齢100年以上の保存価値の高い物等で、選定基準に該当する物を選定し、管理費の補助金を交付している。(昭和50年7月1日制定) 名木、古木3,000円/本・年、樹林・草地3円/㎡・年 支給総額 445,430円〔平成18年度〕
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区：10,217㎡(年間：5,500円+11円/㎡) 都市環境保全地区：38,184㎡(年間：5,500円+11円/㎡) 保存樹木：15本(年間：3,000円/本)
	習志野市名木百選事業	「身近なみどりとふれあいながら学ぶ」をコンセプトとして、市民から公募した身近で親しまれている樹木を知識経験者及び市民からなる「名木選定委員会」で選定し、「習志野市名木百選」として73本を指定している。また、5つの散策コースを紹介した「ぶらっと散策マップ」を作成し、活用を図っている。
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1)補助金の内容(保護地区7円/㎡・年、固定資産税・都市計画税の免除、保護樹木2,500円/本・年) (2)指定の基準 保護地区(700㎡以上の山林) 保護樹木(高さ12m以上、幹周り1m以上)
市 原 市	保全地区等指定奨励金	対象の支店実績及び助成金の単価(平成19年3月31日現在) 樹林保全地区：667,614㎡(6円/㎡) 野生動植物保護地区：2,066㎡(6円/㎡) 保護樹木：市街化区域内 146本(5,000円/本) その他の区域 253本(3,000円/本) 1 総資産額 5,501千円 2 保全地区、野生動植物保護地区は固定資産税を減免している。
流 山 市	保存樹木・樹林補助金	昭和48年3月30日 流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき一定の要件(高さ・幹周など)を満たす樹木または樹林に対して保存樹木等の指定を行って補助をする制度。 (補助額樹木、3,500円/本、樹林15円/㎡、対象緑地面積500㎡以上)平成19年度保存樹木161本、保存樹林64,995.78㎡
八 千 代 市	環境保全林 保全樹木	市街化区域内の樹林、寺社の樹林500㎡以上を有するもの。12ヶ所40,165㎡指定〔平成19年9月30日〕 保全林以外の樹林で幹周り1.2m以上高さ10m以上であり、樹容美観に優れていること43ヶ所89本指定(平成19年9月30日) 緑化推進事業補助金(保全林30円/㎡、保存樹木3,000円/本) 支給総額 1,579,980円(平成18年度実績)
我 孫 子 市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。 保存緑地助成金20円/㎡ 総面積269,700.64㎡ 保存樹木助成金1500円/本 総本数232本 (平成18年度末現在)
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。 助成金+固都税額 保存特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計34,542㎡ 保存樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 7,275㎡ 手賀沼沿い保全樹木 5,000円/本 23本 (平成18年度末現在)
鎌 ヶ 谷 市	保全林助成金 保存樹木助成金 ふれあいの森報償費	鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、保全林、保全樹木の枯損の防止等の維持管理費の助成金及びふれあいの森の報償金を交付している。 保全林指定数：17箇所 対象面積：57,472㎡ 助成金：面積×30円(年額) 保存樹木指定数：15本 助成金：1本1,500円(年額) ふれあいの森指定数：9箇所 対象面積：37,186㎡ 報償金：面積×30円+税金分(都市計画税+固定資産税) 支給総額：3,809,042円

市町村名	名 称	内 容
君 津 市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定（1,000㎡以上）や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ・自然保護地区 補助率 1,000㎡につき3,000円 対象地区総面積 28,588㎡ 支給総額 85,740円 ・自然保存樹木 補助率 1本につき1,000円 対象本数 18本 支給総額 18,000円
	生垣設置奨励補助金	新たに生垣を設置する方に補助金を交付。2,000円/m（40,000円を限度）また、生垣設置の際ブロック塀等を撤去する場合にも補助金を交付。2,500円/m（40,000円を限度）
浦 安 市	浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱	いけがき設置への助成。 8,000円/m以内（160,000円を限度）ブロック塀等の撤去への助成10,000円/m以内（100,000円を限度）
	浦安市保存樹木に関する規則	保存樹木の指定10,000円/本・年
四 街 道 市	四街道市樹木・樹林等保存選定事業	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定し、その保存と管理に要する経費の一部を助成金として交付する。 助成額：樹木3,000円/本・年 樹林(1,000㎡以上) 3円/㎡・年、樹林(1,000㎡未満) 一律3,000円 選定箇所：48ヶ所（うち樹林は6ヶ所） 助成金支給総額：164,850円（H18年度）
	生垣設置補助事業	生垣設置への助成1,500円/m。 ブロック塀等の撤去への助成2,000円/mともにも30,000円を限度とする。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。補助金額2,000円/m 18年度実績 補助件数22件 補助金総額1,076千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき、指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額：樹木1,500円/本・年、樹林5円/㎡・年 面積等：樹木159本、樹林11.1ha、支給総額794千円
白 井 市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保全するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し助成金を交付する。 特別保全緑地 総面積 14,758㎡ 交付基準 固定資産税及び都市計画法に相当する額 一般保全緑地 総面積 20,511㎡ 交付基準 70円/1㎡（年額）
	白井市生垣設置奨励補助金	要項に基づき、住宅用地に生垣を設置するものに対し、その経費の一部として予算の範囲内において補助金を交付している。補助額3,000円/m 限度額30,000円
	文化財保存・周知事業	市指定文化財（天然記念物）として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。樹木指定件数 2件 10,000円/件（年額）

オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	谷津田の保全の推進	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を全市的に保全するため、平成15年7月、谷津田の自然の保全施策指針を策定した。また、谷津田の自然の保全に関する要綱を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めている。 谷津田等の保全区域10地区 11.7ha 奨励金 年額10円/㎡
	工場等緑化協定	敷地面積1,000㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結。 事業者数 989 敷地面積 1,621ha 緑化計画面積 280ha
	緑地協定	緑化による住みよいまちづくりの認識を広く地域社会に持ち込み、その定着を図るために、都市緑地法に基づく「緑地協定」の締結を推進している。 45条協定（全員協定）76地区 374.1ha 54条協定（一人協定）96地区 238.4ha
市 川 市	都市緑地保全法による緑地協定	18年度累計市内12箇所 5.89ha
船 橋 市	保存樹木等保全協定及び緑地保全の創出協定	敷地面積 500㎡以上の開発行為及びその他事業をしようとする者は市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。平成18年度 緑化協定件数（宅地開発に伴うもの）156件 66,300㎡
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	貴重な野生動植物の生息地又は、生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする。（保全樹林地の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限り助成金を交付する）平成19年4月1日
成 田 市	緑化協定	「緑化推進指導要項」により、事業区域が0.3ha以上の場合、緑化率の確保について事前協議を行い、緑化協定を締結。
佐 倉 市	環境保全協定	開発区域内の生態系保全策として、照明施設や景観地の構造等に環境配慮を求める協定を締結
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積の20%以上の緑地の確保を義務付けており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏 市	みどりの広場要綱	(1) 緑の保護地区のうち、良好な樹林地をみどりの広場として保全 (2) 所有者と土地使用賃貸契約を締結（5年以上） (3) 実績 11箇所56,081㎡
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹木の保全協定	「水と緑の文化の創生事業」として江戸川、利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約5kmにわたる、斜面樹木の保全を図りながら整備計画したもの。 面積約7ha
	斜面樹木の保全協定	前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約2kmにわたって連続する斜面樹林は流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。姿をとどめられるようその保全を図る。面積約2.7ha

市町村名	名 称	内 容
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。協定面積 171,011㎡（平成18年度実績）
我 孫 子 市	緑地協定	保全型緑地協定 1ヶ所（4,180㎡）
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。実績面積：956,362㎡
富 津 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場等は、「協定の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結する。
浦 安 市	緑化協定	土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結。
	緑地協定	土地緑地法第47条により、緑地協定の認可申請について協議し、緑地協定を認可している。
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	500㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。 （平成19年3月現在） 三者協定：68事業所 156.05ha 二者協定：111事業所 25.53ha
白 井 市	緑化の推進	白井市開発事業指定基準により、市内で宅地等を開発する事業者公園や緑地、広場の設置基準を設け緑化の推進を図っている。
長 柄 町	緑化協定	千葉県自然環境保全条例第26条により長柄ショッピングリゾート株式会社と緑化協定書を締結している。H.16

カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の基金	緑と水辺の都市づくりに活かすために、「緑と水辺の基金条例」により昭和59年4月1日に設置した。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当されている。
市 川 市	（財）市川市緑の基金	緑化の普及啓発として、緑化フェア等の開催、緑の相談、緑と花の市民大学の講座を開催、花と緑のガイドマップの配布、花苗・種子の配布 緑化助成事業として、緑化推進団体への助成、生垣設置者への補助、屋上緑化者への助成 緑化事業として、秋の里管理、国道14号分離帯への花の植栽
船 橋 市	（財）船橋緑の基金	広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑の保全と緑化の推進を図り、もっと健康で快適なうらおいのある都市環境づくりに寄与することを目的とする。
木 更 津 市	木更津市小櫃川河口干潟保全基金	平成4年9月設立。小櫃川河口干潟保全及びその活動を図る。
松 戸 市	（財）松戸みどりと花の基金	市民等の自発的、積極的な参加を得て都市緑化の推進を図る。平成2年3月27日設立。 目標額 10億円 造成済額 470,000千円
野 田 市	野田市みどりのふるさと基金	平成元年3月設置条例により設立。緑化施策のためのさまざまな事業に活用。
佐 倉 市	（財）佐倉緑の銀行	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。昭和59年3月設立
東 金 市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。 目標額5億円、基金の造成実績184,128千円（18年度決算）
習 志 野 市	習志野市緑のふるさと基金	平成5年4月1日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業 ・習志野市植木市の開催 ・緑化普及啓発 ・絵の絵画コンクールの開催（市内小学生対象）
柏 市	（財）みどりの基金	・目標額 20億円 ・基本財産 5億円 （平成7年4月3日設立）
流 山 市	流山市ふるさと緑の基金	昭和61年12月23日 緑化思想の普及及び啓発 公園及び緑地の整備または管理運営 平成18年度末121,082千円
我 孫 子 市	我孫子市緑の基金	設立昭和60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 平成18年度末現在 149,000千円
鴨 川 市	鴨川市環境保全基金	平成17年2月11日条例制定 基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市みどりの基金	緑ゆたかなまちづくりを目指すために、鎌ヶ谷市みどりの基金条例を制定（昭和60年4月） 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。
印 西 市	（財）印旛沼環境基金	昭和59年に千葉県と流域15市町村により設立。 印旛沼及び流域河川に関する調査、研究、水質浄化、環境保全の啓発活動を行っている。
神 崎 町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置他

キ 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施したほか、コアジサシ講習会を県と共催で実施した。
	大草谷津田いきものの里整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、平成17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、平成18年5月に供用開始した。計画面積約26ha
	貴重な動植物の保護	千葉市の保護上重要な野生生物（レッドリスト）を平成16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用する。また、平成16年7月、自然環境保全専門委員会を設置し、野生動植物保護のあり方について調査研究を行っている。

市町村名	名 称	内 容
市 川 市	イノカシラフラスコモ保護保全事業	じゅん菜緑地には、車軸藻の一種であるイノカシラフラスコモが全国で唯一自生しており、環境省の絶滅危惧 類になっていることから専門家を交えた検討委員会（平成13～15年）で得られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。
	行徳野鳥観察舎及び近郊緑地観察路の管理	千葉県からの委託を受け、行徳鳥獣保護区において、野鳥類の飛来地及び生息地としての環境が良好に保全されるように適正に管理・運営するとともに、多くの来館者に野鳥の生態観察をとおして自然に親しむ機会を提供し、自然保護思想の普及を行っている。さらに行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。
佐 倉 市	ピオトープ創出事業	「佐倉城址公園内にピオトープ（生物観察水路）を整備。（平成10年度～） 印旛沼の水質浄化を推進する一環として、上手線川に植生浄化施設を管理。（平成16年度～） 直弥公園谷津田生態系保全区域に、木道や案内板などの水辺施設を設置。（平成16年度～）」
	ちばりサーチパーク保全ゾーン維持管理事業	平成12年度より、佐倉市に移管された保全ゾーン内のホタル水路等の維持管理を実施。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理（面積3,680㎡）
習 志 野 市	実初自然保護地区ピオトープ構築事業	「実初自然保護地区」を保全し、隣接する実初本郷公園と一体となったピオトープの拠点構築する。ヘイケボタルを復活させるため、平成15年度から実初本郷公園内での「ホタルの生息地づくり」を市民参加によるワークショップにて進めている。
	谷津干潟自然観察センターの運営管理	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。また、広く市民ボランティアを受け入れ、協働で干潟の保全も行っている。
	湿地交流	国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのプリズベン市と湿地提携を平成10年2月25日に結んだ。「湿地提携に関する第2次5ヶ年計画」をプリズベン市と調印（平成15年10月22日）
市 原 市	市原市ピオトープ保全活動推進事業	平成17年6月4日施行 耕作放棄地、森林等において、ピオトープの保持活動又は復元活動を行う団体及び当該活動を共同して行う土地を所有する者に対し、補助金及び奨励金を交付する。 1 団体年額5万円以内の土地奨励金 6円/㎡ 平成18年度実績 4団体 200,000円 土地奨励金111,810円
八 千 代 市	ほたるの里づくり	ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が共同で維持管理を行う。
富 津 市	天然記念物「愛宕山のサル生息地」被害防止管理事業	富津市と君津市が委託している事業。天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている
四 街 道 市	ホタル自生地の保護（自然観察地整備事業）	自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
香 取 市	デジタル環境マップ作成事業（旧佐原市）	市内に生息する動植物について、既存文献・資料の整理や市民情報を収集することにより、その現状を把握し、また、これをデジタルでマップ化しホームページ等で広く市民に公開する。
い す み 市	源氏ぼたるの保護・育成	いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。更に「源氏ぼたるの観賞の夕べ」等のイベント実施により、環境保全の啓発に努めている。
横 芝 光 町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止
	湿生植物の保護	ふれあい坂田池公園内に湿生植物園（A - 663㎡）を設け坂田池周辺、栗山川中流部に生育していた湿生植物を集めて育てている。
大 多 喜 町	残したい日本の音風景100選に大多喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定	日本の音風景100選に大多喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定された。今後はこれを契機として近隣地域の音環境保全対策の一層の推進を図る。
御 宿 町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視

ク 河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。（昭和62年10月1日施行）
	河川浄化実践活動推進	生活排水対策に関する啓発活動や流域の水質浄化等のため、流域住民の中からその地域の核となる浄化推進員を設置し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの河川浄化活動を推進している。
市 川 市	生活排水対策推進員（みずアドバイザー）制度	公募した市民15名で構成。市民自ら生活排水対策の実践、および啓発活動を真間川流域で行っている。啓発には、ゴムベラ・パンフレット等を用いている。
船 橋 市	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	昭和63年度から公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置に対し補助制度を設け、平成16年度には単独処理浄化槽からの転換及び窒素又はりん除去タイプの高度処理型浄化槽の設置補助を追加し、また平成19年度にはくみ取り式トイレからの転換補助を加えるなど公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水汚濁水路浄化施設整備事業	平成6年2月竣工。生活排水による汚濁の激しい海老川支流の高根川に浄化施設を建設した。（4,600㎡/日、BOD 10mg/、SS 10mg/）
館 山 市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設整備事業	汐入川下流排水路接触ばっ気方式
木 更 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る
松 戸 市	生活排水対策浄化槽推進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。平成18年度補助実績 101基
	家庭内浄化対策事業	市民自ら生活排水対策の啓発活動を生活排水対策指導員の協力のもと事業を実施している。（市民18名に委嘱）
	河川直接浄化施設等の維持管理	坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。（施設管理 市内9ヶ所）

市町村名	名称	内容
野 田 市	合併浄化槽設置整備事業費補助金	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、合併処理浄化槽設置推進を図るため、事業を行う者に対して補助金を交付する
	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る
茂 原 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成 田 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。なお、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人数 5 ～ 50人槽
	集中処理浄化槽修繕工事補助事業	住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
佐 倉 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。印旛沼の富栄養化対策に資する窒素等除去可能な高度処理合併浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽または汲取り便所から合併処理浄化槽に設置換えをする場合及び放流先のない場合の処理装置を設置する場合にそれぞれ上乗せ補助を実施
東 金 市	合併処理浄化槽施設設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
旭 市	合併処理浄化槽設置事業	公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水処理施設（旧飯岡町）	飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。
柏 市	若柴排水路浄化施設事業	手賀沼浄化対策の一環として、大堀川流域の若柴地先の都市排水路に浄化施設を設置。（16年度より休止中）
勝 浦 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。
市 原 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。
流 山 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による江戸川及び手賀沼の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。
八 千 代 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。
	生活排水対策	広報紙等による啓発を行なう 18年度末（平成19年3月）に生活排水対策推進計画の改訂を行なった。
我 孫 子 市	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち2排水路の流末に設置し、ごみや浮遊物、汚泥を回収する。
	高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業	平成16年度より実施。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。
鴨 川 市	E M菌放流、配布	市内の河川や排水路の浄化を目的に、定期的に放流及び各家庭に配布放流を行い、水質浄化効果と意識の高揚を図る
	海域、河川、排水路水質調査	市内13河川14ヶ所（年5回）、1河川2ヶ所（年1回）用排水路3ヶ所（年5回）、海域6ヶ所（年4回）にて、水質調査を実施
	家庭用合併処理浄化槽設置補助事業	生活排水を原因とする河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度を設け、水質浄化を図る
鎌 ヶ 谷 市	合併処理浄化槽設置費整備事業	生活排水による河川等の汚濁防止を目的とした合併処理浄化槽の設置促進のための補助制度
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置（浄化方法：回転方式）
君 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る
富 津 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
浦 安 市	境川清掃	市の中心を流れる境川を月2回清掃
四 街 道 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八 街 市	河川水質調査	昭和58年度から年4回調査を実施（鹿島川流域で7地点、高崎川流域で2地点）
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
印 西 市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川を年4回水質調査を行っている。（7地点）
白 井 市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け公共用水域の水質浄化を図る。
	合併処理浄化槽維持管理補助事業	合併処理浄化槽を適正に維持管理（点検・法定検査）しているものに助成 6,000円/年額
	河川水質調査	市内の河川等を年1回水質調査を実施（5地点） （二重川・下手賀沼・神崎川・金山落）
富 里 市	河川水質検査	市内の河川（根木名川・高崎川・木戸川・江川）の8箇所を年3回水質検査
	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。さらに単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行なった場合、上乗せ補助を実施。
	合併浄化槽修繕工事補助事業	生活排水に在る公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設	高崎川と根木名川の水質浄化を行うため市内5箇所の家庭雑排水共同処理施設を設けている。
南 房 総 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

市町村名	名 称	内 容
南 房 総 市	生活排水浄化	旧富浦町：生活排水浄化施設・岡本川 ばっき方法は拡散式と機械式の併用・豊年川 ばっき方法は拡散式 旧白浜町：EM菌(有用微生物群)による水質浄化を実施(EM活性液製造装置を購入し出来上がった活性液又は活性液を米のとぎ汁等により発酵させた液を各家庭の排水路等から流してもらい水質浄化を図る。)
	河川水質調査	旧白浜町：河川・排水路の水質調査を年2回実施 旧千倉町：河川・排水路の水質検査を15地点 年3回実施 旧丸山町：丸山川・温石川及びその支流の水質調査
匝 瑛 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化対策事業	大利根用水西幹線末流部に流れこむ都市水路を処理水質基準値をBOD20mg/ と定め、水路の水質浄化を図る。
香 取 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設の設置(旧小見川町)	黒部川に流入する都市排水路4カ所にパイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量500m ³ /日、BOD除去率60%以上。
山 武 市	河川水質調査	作田川、境川、木戸川の水質調査を実施。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	排水施設整備助成事業	水質汚濁防止及び生活環境の向上を図るため、排水施設の整備を行う地区に対し、当該整備工事に要する経費について、助成金を交付する。1/2以内 1,500千円限度。
い す み 市	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ビチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。(昭和61年に設置)
	河川水質調査	市内河川の水質調査(23ヶ所・年2回) 工場排水水質調査(3ヶ所・年2回)
酒 々 井 町	町内河川水質検査	印旛沼に流入する河川(高崎川・江川・中川)及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施
	生活排水対策浄化槽推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付
印 旛 村	合併処理浄化槽設置整備補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁を防止するため、補助制度を設け合併処理浄化槽設置の設置促進を図る。
	河川水質調査	村内の印旛沼流入河川7地点の水質検査を年3回実施
	放流先のない場合の処理装置整備事業	合併処理浄化槽を設置しようとする者が、放流先がない場合の処理装置を設置する者に補助金を交付する。
本 埜 村	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域における水質汚濁を防止するため、国・県補助事業と併せて合併処理浄化槽の設置促進を図り、単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置換えする者に対して、180千円または高度処理型浄化槽設置者にたいし100千円上乗せして交付する。
栄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
神 崎 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
東 庄 町	生活排水対策推進事業	平成6年3月、千葉県が黒部川流域の当町を「生活排水対策重点地域」に指定。これを受けて町では生活排水対策推進計画を策定し、生活排水対策を進めていくこととなった。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
大 網 白 里 町	廃食用油再生処理事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、廃食用油を毎週日曜日回収し、石けんとBDFにリサイクルする。
	排水路水質浄化事業	EM菌による排水路の水質浄化を町内2箇所で行う。
九 十 九 里 町	九十九里町合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。(平成17年3月30日、全部改正)
芝 山 町	河川水質調査	町内の河川(木戸川、高谷川)の8ヶ所を年2回の水質検査。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横 芝 光 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	二級河川栗山川の水質検査を年5回実施(栗山川汚染防止対策協議会)
一 宮 町	一宮町小型合併処理浄化槽設置事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的とする(平成元年5月29日)
睦 沢 町	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため家庭用小型合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付する
	水質汚濁防止	河川・堰8地点、水路4地点、河川底質1地点の水質調査を実施。
長 生 村	長生村合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱	平成2年4月1日制定(生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する)
白 子 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	コミュニティ・プラント施設整備事業	し尿及び雑排水等浄化処理整備事業
長 柄 町	長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例	町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。H.15.12.5
	河川水質検査(14カ所)	・豊田川 ・一宮川
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
	合併処理浄化槽設置整備事業	農業集落排水事業区域を除き小型合併処理浄化槽の設置について補助金を交付している。単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助している。

市町村名	名 称	内 容
大 多 喜 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	排水路等浄化施設	町営住宅団地排水路に町の特産である竹炭を利用した河川浄化施設を設置し河川の水質汚濁防止を図っている。
御 宿 町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設（接触ばっ気方式） 浜地区生活排水処理施設（接触ばっ気方式）
	清水川浄化対策推進会議設置要綱	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりにくく環境を改善することにより、きれいでうるおいのある生活環境を創造する。H 3. 3.30制定
鋸 南 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
		H 6. 6. 1

ケ 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	身近な水辺モデル事業	水辺環境を保全・回復するため、坂月川上流の休耕田を活用したビオトープ整備を新5か年計画で位置づけ、16年度に市民が水辺に親しみ、ふれあう場となるように整備を行い、17年度からボランティア団体が主体となり管理運営のもと、供用を開始し、18年度は引き続き協働で維持管理を行っている。
船 橋 市	船橋市三番瀬クリーンアップ	船橋三番瀬浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。平成19年度参加者約1,000人
木 更 津 市	河川清掃・矢那川清掃	官・民参加により小櫃川（武田川）・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川の河床、河岸等の清掃を行う。
松 戸 市	河川環境整備事業	市民参画の基で進めてきた坂川再生及び真間川の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。（坂川・国分川）
	水辺の健康エコロード整備事業	豊かな水辺環境を活用し、市民自らの健康づくり支援のための施設整備を行う。（江戸川）
	河川清掃支援事業	クリーンデーに合わせて市内河川の一斉清掃を実施（坂川・国分川・六間川・新坂川）
成 田 市	江戸川松戸フラワーライン整備事業	江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働）
	ふるさと川づくり事業	根本名川及び取香川の整備を行い、訪れる人々に親しまれる川、成田市のシンボルとなる良好な水辺環境の創出を行っている。
	河川愛護	利根川隣接地域の住民により、堤防敷の清掃を行い、地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出を推進している。
佐 倉 市	印旛沼クリーンハイキング	空き缶等のごみを拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、金魚すくいやクイズ大会、低公害車の展示などを行う。平成19年度参加人数 808人
	印旛沼浄化推進運動	印旛沼浄化への意識強化を図るため、印旛沼周辺の清掃及び啓発事業を実施。平成18年度365名参加。
柏 市	名戸ヶ谷ビオトープの活用	平成14年に湧水と水田を利用し多様な生き物が生息する水田生態系の復元を目的としてビオトープを整備。平成15年からは市民参加により環境学習活動を行っている。
八 千 代 市	自然観察マニュアル作成事業	市民の自然観察の利用に供するため、自然観察マニュアルを増刷
我 孫 子 市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃
	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業
浦 安 市	水辺の緑化推進	境川Cゾーン両岸102mに植栽を設置し、緑豊かな水辺環境を復元・創出する。
印 西 市	利根川河川敷清掃	木下・大森小学校の協力を得て、利根川河川敷沿いのごみ拾いを実施した。
香 取 市	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。
横 芝 光 町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
	環境美化協力員活動	栗山川周辺を中心にボランティアや町雇用の一般の方々による草花植栽、手入れ及びごみの回収作業を行う。
睦 沢 町	稚魚放流	町内の小学1年生により鎮守川と瑞沢川に稚魚を放流。
長 生 村	長生地区九十九里クリーン対策協議会事業	毎年9月に九十九里海岸に捨てられた、可燃ごみ、不燃ごみの回収作業を行う。（ただし、流木及び粗大ごみ等は回収しない）
長 柄 町	稚魚放流事業	長柄町大津倉地先・一宮川（町内小学校生徒40名）
長 南 町	水辺のふれあい放流事業	水辺のふれあい放流事業実施要領に基づき実施。（長南町地引：親水公園）

コ 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地下水保全計画の策定	H18年3月策定 地下水汚染や地盤沈下等の地下水に係る施策を、地下水の持つ機能的側面や資源的側面にも考慮し、水質と水量を含めた水循環の観点から総合的・体系的に取組むため、地下水保全計画を策定した。
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、平成11年4月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、長沼地区に浄化施設を5基設置し、地下水の浄化を行っている。
館 山 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による地下水汚染の有無を確認するため、調査を実施。
木 更 津 市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施
松 戸 市	湧水保全事業	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。（保全箇所11箇所）

市町村名	名 称	内 容
成 田 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染に係る浄水器設置補助事業	対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付する。
	地下水汚染除去対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水バッキ処理、地下空気吸引等の汚染除去対策を実施する。
佐 倉 市	地下水汚染対策	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として各種調査、対策を実施。
東 金 市	地下水水質調査	有機塩素化合物による汚染の有無を確認する。
旭 市	地下水汚染実態確認のための井戸水の水質調査	市内を6分割して区域ごとに井戸水の水質を検査することで地下水の水質調査を実施する。
柏 市	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施
	湧水保全事業	都市化の進展に伴い、消滅の危機にある湧水を保全し、その周辺を整備
流 山 市	地下水汚染対策事業	市内3ヶ所を選定し、地下水の水質調査を実施
	地下水汚染対策	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため市民公募井戸水の水質調査を実施した。
八 千 代 市	地下水水質環境調査	市内10ヶ所を選定し、地下水の水質調査を実施。
我 孫 子 市	地下水水質調査	市内4ヶ所の井戸にて水質調査を実施（年1回）
鴨 川 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。
富 津 市	地下水（井戸）の汚染調査	井戸の水質検査をすることにより地下水汚染の状況把握及び防災上の水源として、飲用に適するかを調査。
浦 安 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。
	地下水水質調査	市内10箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。
白 井 市	地下水汚染浄化対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水曝気処理を行い、汚染浄化対策を実施する。
	地下水水質調査	市内の飲用井戸15ヶ所を選定し、水質調査を実施する。
匝 瑳 市	浄水器設置費補助事業	「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が水質基準を超過した場合、浄水器設置費の一部を補助する。
匝 瑳 市	地下水水質調査（旧八日市場市）	市内14ヶ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより地下水の水質状況を把握する。
香 取 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。
い す み 市	地下水水質検査	市内地下水の水質検査（20ヶ所）
神 崎 町	地下水水質調査	町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する
	地下水水質検査	町内の飲用井戸10ヶ所を選定し、水質検査を実施
東 庄 町	地下水汚染防止対策事業	町内10ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
大 網 白 里 町	水質調査業務	町内の河川の水質調査を実施
芝 山 町	飲料水の水質検査費用助成事業	家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施したものに、その経費の一部を助成
	浄水器設置又は井戸掘替費補助事業	安全な飲料水を確保するため「硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及び砒素」が水質基準を超えた場合、浄水器設置費用の一部を補助
長 柄 町	地下水水質検査	4カ所実施
長 南 町	熊野の清水の清掃	熊野の清水（名水百選）周辺の清掃活動
大 多 喜 町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物（4項目）による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

サ リサイクル・分別収集

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	リサイクルバンク運営事業	ごみ処理の現状やリサイクル関連施策の情報提供と合わせて、粗大ごみ再生品の展示・提供事業を実施する。
	家庭ごみの5分別収集	平成4年10月から家庭ごみの5分別収集を開始。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源物（ビン、缶、ペットボトル、古紙・布類（中央区））をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集（電話及びインターネットによる申込み、有料）している。
銚 子 市	一般廃棄物の分別収集	・ステーション収集（10分別） 可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装 ・拠点回収 牛乳パック、白色トレイ。
市 川 市	リサイクルプラザ運営事業	「ものを大切に使う」心の醸成を目的として、家庭で不用となった家具等で使用可能なものを無料回収して、リサイクルプラザ内で展示販売を行っている。また、研修室・フリーマーケットスペース等を有し、リサイクル情報発信基地としての講座の開催・情報提供等を実施している。
	分別収集	平成14年10月1日から、家庭ごみを燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、ビン、カン、プラスチック製容器包装類、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみの12分別を実施 収集回数は、燃やすごみは週3回、その他は週1回それぞれのステーションで収集（回収）し、大型ごみは有料で電話申し込みによる戸別収集をしている。 ・収集体制：委託により分別収集 ・指定ごみ袋：有（自由価格）燃やすごみ用、燃やさないごみ用、プラスチック製容器包装用、びん、かん用は専用指定袋または、透明、半透明、乳白色のポリ袋も使用可。（びん、かん用は透明半透明の袋も使用可） 収集料金：大型ごみ品目毎 500～2,500円
	生ごみ堆肥化事業	生ごみをごみとしてではなく、資源として再利用するために、公共施設を対象に生ごみ処理機を設置し、堆肥の原料として使用。できた堆肥は販売。（販売は、（財）市川市清掃公社の事業。）
船 橋 市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボール、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、カンビン、金属類の回収を実施。
	ペットボトル回収	市内に109か所にて拠点回収を実施

市町村名	名 称	内 容
館 山 市	ごみの分別収集	ごみを可燃、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール）、飲料用紙パックの9つに分別している。
	ごみの再資源化	金属類ごみのうち、鉄・アルミを選別し再資源化。ガラス類ごみは、色ごとに選別し、再資源化。
木 更 津 市	4種分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみに分類している。収集について、可燃ごみ、新聞、容器包装プラスチックは委託、その他のごみは直営で実施している。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。
松 戸 市	8分別収集	平成13年4月1日より もやせるゴミ リサイクルするプラスチック その他のプラスチックなどのごみ 陶磁器・ガラスなどのごみ 粗大ごみ 有害ごみ 資源ごみ ペットボトル。
	容器包装プラスチックリサイクル事業	平成13年4月1日より容器包装リサイクル法の指定法人ルートを利用した容器包装プラスチックのリサイクル。
野 田 市	資源再利用促進助成金制度	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付。
	リサイクルフェア	毎年10月に3Rの推進として、フリーマーケット、古本市、ポスター展を開催。
茂 原 市	リサイクル展示場	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する
	資源ごみ回収	ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を資源ごみとして回収
成 田 市	分別収集	成田地区（6分別）：燃やせるごみ、ビニール・プラスチック類、ビン・カン・ガラス、金物・陶磁器類、有害ごみ、粗大ゴミ 下総・大栄地区（4分別）：可燃ごみ、ペットボトル、ビン・カン、不燃ごみ
	リサイクル運動推進事業	地区住民等で構成するリサイクル実施団体（自治会・子供会等）に、資源物の回収量に応じて奨励金を交付している。
	リサイクルプラザ管理運営事業	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。
佐 倉 市	分別収集	11分別（もやせるごみ、うめたてごみ、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯）
	資源リサイクル	ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯
	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対して報償金を交付する。
	ペットボトル回収	店頭回収（37ヶ所）でペットボトル回収を実施した
	グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化しリサイクルした。（委託事業）
東 金 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに分けて収集、不燃ごみはビン類と金属類、資源ごみはカンとペットボトルに分かれる。
旭 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器包装類・紙・布類）及び粗大ゴミ（直接搬入）に分類
習 志 野 市	ごみの分別収集	15分別（可燃、不燃、有害4、資源物8、粗大）で収集。不燃ごみと資源物のうちビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザで選別、圧縮、梱包等の前処理を行っている。
柏 市	資源回収事業（柏地区） （沼南地区）	資源品（古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル）の収集及び選別加工を委託 資源品（古紙・古布・金属類・ビン）の収集及び選別加工を委託
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ 回収は柏地域は直営、沼南地域は委託。圧縮保管は委託
	プラザ運営事業	柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施
市 原 市	分別収集	家庭ごみを燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみの5分別で回収。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
	市原市リサイクルフェア	フリーマーケットを中心に、市内及び各種団体がごみ減量・リサイクルを啓発する。
流 山 市	集団回収	自治会・老人会・子供会等のリサイクル団体に報償金、回収する業者に奨励金を交付している。
	6種分別	平成16年度から燃やすごみ・プラスチック類・燃やさないごみ・ペットボトル・資源ごみ（新聞・雑誌・紙パック・段ボール・布類・びん缶類）有害ごみ（有害ごみ・危険ごみ）の6種分別も実施
	リサイクルプラザ・プラザ館	ごみの減量・資源化に関する講座や教室の開催。粗大ごみとして出された家具と自転車の再生販売・情報コーナーなどの啓発
八 千 代 市	分別収集	分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、紙パック）
	食品トレイ回収	平成12年7月より公共施設等で拠点回収実施
	リサイクルフェア	リサイクルやごみ減量を啓発するイベント
	フリーマーケット	不用品のリサイクルの場を提供
	集団回収	登録した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
我 孫 子 市	資源化事業	容器包装プラスチック、剪定枝木等をリサイクルし、現在10種17分別を実施。
	クリーンフェスタ開催	リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量と再資源化を進める。フリーマーケット、パネル展示などを実施
	粉セッケンミニプラント貸出	廃油から粉セッケンをつくるプラントの貸出。
鴨 川 市	資源ごみ集団回収推進事業	資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付（1円/kg）
	リサイクルマーケット	フリーマーケット形式で、各家庭の不用品をもちより、有効利用を図る。
	分別収集	ごみの12種類分別収集を実施している（燃やせるごみ、金物類、ガラスモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール、白色トレイ、粗大ごみ）
鎌 ヶ 谷 市	ごみの分別収集	分別の種類：燃やすゴミ、プラスチック製容器包装ゴミ、ペットボトル、燃やさないゴミ、資源ゴミ、粗大ゴミ
	リサイクルフェア	リサイクル啓発イベントで、フリーマーケットやパネル展示を開催。（年1回）
	有価物回収運動	昭和54年よりごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体（PTA）及び回収団体（有価物資源組合）へ奨励金を交付する。

市町村名	名 称	内 容
君 津 市	リサイクルプラザ事業	平成9年4月から君津市リサイクルプラザを設置 減量化施設の種別・内容等 リサイクルプラザ：粗大ごみ及び不燃ごみの破碎・分別・圧縮
	資源ごみ分別収集事業	分別の種類・品目 生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック 14品目 リサイクル事業：直営・委託 透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託
	資源ごみ集団回収推進事業助成金	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付
	資源ごみ回収事業協力団体交付金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力を交付
富 津 市	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみの分別収集を実施。
浦 安 市	分別収集	5分別（可燃、不燃、粗大、有害、資源）資源ごみは紙類、ビン、缶、ペットボトル
	牛乳パック、白色発泡トレイ、その他紙製容器回収	市役所、各公民館で回収箱を設置。
	集団資源回収	自治会、子供会、PTA等の団体で紙類や布類などの資源回収をおこなった場合、その回収量に応じて補助金を交付。（10円/kg）
四 街 道 市	分別収集	10分別（可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん類）、資源物（缶類）、資源物（古紙）、資源物（繊維）、資源物（ペットボトル））
	再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体及び実施団体が回収した資源物を適正なリサイクルルートにのせる資源組合に対して、回収量に応じて補助金を交付。
袖 ヶ 浦 市	資源回収活動推進事業	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している。
八 街 市	分別収集	可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙
	資源回収実施奨励金交付要綱	資源回収実施団体（区、町内会、子供会等）に対し、奨励金を交付。回収品目：紙類、布類、空き缶、空きビン等
印 西 市	資源物回収	資源物（ビン、カン、ペットボトル、紙、布、プラスチック製容器包装）の分別収集、廃食油の拠点回収
	有価物集団回収奨励金	子ども会、高齢者クラブ等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
白 井 市	資源回収運動奨励金事業	子ども会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	リサイクルマーケット	市役所駐車場を利用し、年2回開催している。
	廃食油リサイクル	市内10カ所に回収バケツを設置し、集まった廃食油をインク原料としてリサイクルする
	分別収集	資源物（缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集
富 里 市	生活用品交換広場事業	家庭で不用になった品物を有効活用するため、市民用の情報コーナーを提供
	リサイクル品の販売	再生利用可能な廃棄自転車等を修理し安価で提供する。
	リサイクルフェア	毎年11月、ごみの減量・資源の有効利用啓発イベントとしてフリーマーケットやパネル展示を開催。
	資源回収運動	資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。
南 房 総 市	分別収集	4分別（可燃、不燃、ガラスビン、ペットボトル）収集。紙パック、電池、蛍光灯、体温計の専用ボックスを市内17ヶ所に設置。
	資源ごみ回収事業奨励補助金交付要綱（旧富浦町）	紙類・ビン類
	集団資源ごみ回収運動（旧富山町）	PTA・子供会による集団資源ごみの回収運動（新聞、布、びん）
	廃油石けん作り（旧富山町）	生活排水等における水質汚濁防止の一環として婦人団体を中心として石けん作りを通じて啓発を図る。
	ごみの分別収集（旧三芳村）	可燃物、金属類、ガラス類、粗大ごみに4分別
	資源ごみ回収事業奨励補助（旧三芳村）	登録団体が行う資源ごみ回収事業に対し、回収量1kg当たり3円を助成。
	全町一斉海岸清掃（旧白浜町）	年2回（夏、秋）住民により、各地区の海岸清掃を実施。可燃・不燃物と分別して回収。また、県リサイクルの日県民運動に伴い古紙の一斉回収をしている。
	空き缶回収機（旧千倉町）	缶一個につきチケット1枚発券。200枚で500円の図書券と交換（小中学校に設置）
	資源回収事業奨励補助金（旧千倉町）	登録団体が行う集団回収に対して補助（古紙：3円/kg）
	分別収集（旧丸山町）	可燃、茶色びん、無色びん、その他色びん、ガラス類、アルミ缶、スチール缶、その他金物、粗大ごみ、プラスチックの10分別収集。
古紙一斉回収（旧丸山町）	年3回町内の一般家庭から古紙を一斉回収する	
10分別収集（旧和田町）	平成11年10月より、燃やせるごみ、金属類、ガラス・セトモノ類、有害ごみ、空き缶、空きビン、プラスチック類、古紙類、布類、粗大ごみの10分別。	
匝 瑳 市	資源ごみ集団回収促進事業	市民団体による集団回収に対し補助金を交付する
	ごみの分別収集	3分別（可燃、不燃、資源）で収集。さらに資源ごみは種類ごとに分かれる。
香 取 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル・ダンボール）の収集を実施
	フリーマーケット	各種イベント開催時に実施
山 武 市	リサイクル情報コーナー	家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。
	リサイクル・分別収集	資源ごみとしての分別品目 カン、ビン、ペットボトル、布、雑誌、新聞、紙パック、白色トレイ、段ボールの9品目
い す み 市	ごみの分別収集	市及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ（ガラスせともの類・金属類）資源ごみ（カン・ビン・ペットボトル・古紙類）の分別収集を実施。

市町村名	名称	内容
い す み 市	資源再生利用促進事業	各種団体が行う資源回収に対して奨励金を交付する。(3円/kg)
	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付
酒 々 井 町	ペットボトル回収事業	協力店(3店)で回収し、リサイクルを実施
	蛍光管、乾電池回収事業	協力店(蛍光管5店、乾電池6店)及び役場で回収し、リサイクルを実施
印 旛 村	分別収集	可燃・不燃・資源・粗大・有害ごみの分別収集を行っている
	印旛村資源回収運動奨励金交付要綱	平成3年4月1日施行 自治会・老人クラブ・子ども会・PTA等が行う集団回収に対し、その回収量に応じて奨励金を交付する。(団体3円/kg 回収事業者1円/kg)
本 埜 村	本埜村資源回収団体奨励金	村内回収団体に対し、回収量に応じ奨励金を交付する(団体7円/kg回収業者3円/kg)
	分別収集	5分別(可燃・不燃・粗大・資源・有害)により収集
栄 町	分別収集	5分別(可燃、不燃、資源、有害、粗大)で収集。資源ごみとしては、びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレー。 制定：平成10年7月1日。
	再資源化物回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1Kg当り3円の奨励金を交付
神 崎 町	資源ごみ回収所設置	資源ごみ回収所を設置し、新聞紙、チラシ、段ボール、牛乳パック、衣類を回収している。
	分別の種類	可燃、資源8分類(プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類)、不燃、粗大
多 古 町	リサイクルの日	年2回(10月、3月)古紙・衣類を回収する。
	フリーマーケットの開催	年2回(4月、9月)なのはな祭り及びコスモス祭りの一環としてフリーマーケットを開催する。
東 庄 町	再資源化物回収協力補助金事業	自治会、PTA、婦人会等が行う再資源化回収活動(古新聞・古雑誌、古布)に対し、補助金を交付する(3円/kg)
	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催
大 網 白 里 町	ごみの分別集収	可燃ごみ、ビン、ガラス、カン、ペットボトル、金物類、乾電池、蛍光灯類、粗大ごみに分別して収集
	リサイクル回収倉庫	町内3ヵ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞雑誌、ダンボール、古着の回収を行う。
九 十 九 里 町	資源再生利用促進奨励金	子供会及びPTA等各種団体に奨励金を交付する(紙、布、ビンは1kg5円、アルミ缶1kg10円)
	資源回収運動	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し奨励金を交付する(5円/kg)
横 芝 光 町	分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみの7分別
	資源再生利用促進奨励金	子ども会、PTA等各種団体が行う資源(紙類・繊維類・アルミ類)回収に対して、奨励金(3円/kg)を交付する。
睦 沢 町	容器包装リサイクル	長生郡市広域市町村圏組合で実施 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施
	資源ごみの定期回収	ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙類、箱類、衣類、紙パックの分別収集を月1回ステーション回収で実施。ビンは透明、茶色、その他の色の3分別で専用のコンテナボックスを、また、カンとペットボトルは専用のネット袋をステーションに配置。
長 生 村	資源ごみ収集	資源ごみ収集資源ごみとしてリサイクルできるもの(紙類等)については、焼却処分せずに資源ごみとして収集。
	資源ごみ収集	資源ごみとしてリサイクルできるもの(紙・新聞紙等)については、焼却処分せずに資源ごみとしてリサイクルしている。
長 南 町	リサイクルマーケット	住民のリサイクルの意識の高揚を図り、ごみの減量化・再商品化を推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催
	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内23ヵ所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施(可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別)

シ ごみ減量化対策

市町村名	名称	内容
千 葉 市	生ごみ減量処理機購入補助事業	販売価格の1/2、上限3万円、一世帯1基まで補助
	生ごみ肥料化容器購入補助事業	販売価格の2/3、上限3千円、一世帯2基まで補助
	ごみ減量ちばルール推進事業	「ちば型」の資源循環型社会実現を目指して、小売業者等とごみ減量のためのちばルール協定を締結。リサイクル推進基金を活用して、古紙のステーション回収やマイバッグキャンペーン等を実施。
銚 子 市	千葉県一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の推進	平成19年3月策定 「焼却ごみ1/3(10万トン)」を目標にごみの発生抑制と徹底した分別に取り組み、2清掃工場体制の実現を目指す。今後、分別品目の拡大等を進めるほか、積極的な普及啓発を行い、市民・事業者と協働したごみ減量を進める。
	資源ごみ集団回収	75団体が資源ごみを回収、その量に応じ、団体及び資源回収業者に奨励金を交付
銚 子 市	生ごみ処理機購入費補助	市内で生ごみ処理機を購入した市民に補助金を交付

市町村名	名称	内容
銚子市	銚子市使用料及び手数料条例	・指定ゴミ袋（袋に収集処理料を加算）平成16年10月1日施行 可燃袋（20 相当）15円 / 枚、可燃袋（30 相当）20円 / 枚、不燃袋（45 相当）30円 / 枚、資源袋（45 相当）10円 / 枚 ・粗大ゴミ収集運搬処理手数料15kg以下のもの500円、15kgを越え30kg以下のもの1,000円、30kgを越え45kg以下のもの1,500円、45kgを越えるもの2,000円
	ごみ減量化・資源化協力店制度	簡易包装・マイバッグ運動等のごみ減量に取り組み販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。（協力店舗 653店舗）
市川市	マイバッグ運動	レジ袋発生抑制のため、市内全域の参加店606店より一般市民にエコカードを配布してマイバッグ運動を行う。
	市川市廃棄物減量等推進員	ごみの12分別化が始まる前年度の平成13年度に、市から委嘱された推進員が、ごみの減量化とリサイクルの徹底を推進するために設置された。現在319名が活動している。
船橋市	生ごみ処理器購入費助成	コンポスト・WM容器等：1世帯につき2基まで購入価格の1/2上限3,000円で助成生ごみ処理機：1世帯につき1機まで購入価格の1/2上限20,000円で助成
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。
館山市	粗大ごみの有料化	平成14年10月から実施。350円～
	指定ごみ袋制度	可燃ごみについて指定袋を導入。45（30円 / 袋）20（20円 / 袋）
	飲料用紙パック回収	指定された日に飲料用紙パックを市が直営で回収する
木更津市	古紙回収	指定された日に古新聞、ダンボール、雑誌を業者が回収する
	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック専用の指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。
松戸市	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度	コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で6,000円を限度。 機械式生ごみ処理機は、1世帯1機まで購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で25,000円を限度。
	ごみ減量促進事業	庁内ごみの再資源化及びちらし等の啓発資料の作成を実施。指定ごみ袋は無し。家庭ごみの収集料金は無料。粗大ごみの有料化は平成9年4月1日から実施。
野田市	指定ごみ袋制度	年間130枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。（2085円 / 枚、30125円 / 枚、40170円 / 枚）
	ごみ減量協力店制度	市内店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力をお願いしている
	家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。
	剪定枝等無料回収	市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収。
茂原市	コンポスター設置助成事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスター・EM容器を補助額を差し引いた価格で販売。
	電動式生ごみ処理器購入費補助事業	電動式生ごみ処理機の購入価格の1/2を助成（上限18,000円）
成田市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋（4種類 120円 / 10枚）
	家庭用ごみ減量器具設置補助事業	一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
佐倉市	生ごみ減量化促進事業	コンポスト容器補助 2,000円又は購入費×1/3 生ごみ処理機補助 上限10,000円又は購入費×1/4 発酵菌容器補助 2,000円又は購入費×1/3
	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ピンその他紙・プラスチック）
	買物袋持参運動	買物袋を持参して協力店で買い物をすると、40回で指定ごみ袋10枚と交換。
東金市	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し補助金を交付する。限度額2万円
	エコバッグ利用促進キャンペーン	レジ袋の削減量に応じて図書カードを小学校に配布している。また、ちらし配布等により小学校にPRし、子どもからのライフスタイル変革を目指す。
	指定ごみ袋制の導入	平成6年4月より指定袋による家庭ごみの収集を開始。収集料金は無料。
旭市	生ごみ処理機等購入費	家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。電動生ごみ処理機の場合購入価格の1/3で、2万円を限度とする。
	ゴミの有料化	可燃用（大30L 450円 / 10枚、小15L 250円 / 10枚）、不燃用（450円 / 10枚）、資源用（カン、ビン、ペットボトル、その他プラ 各250円 / 10枚）
習志野市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会、環境美化推進員の設置。 生ごみ処理器購入費補助事業（容器6,000円、機器20,000円を限度として購入費の1/2）
	有価物回収運動奨励事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金（5円 / kg）及び回収業者への補助（5円 / kg）を実施。
柏市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理器購入者に対し、補助金を交付 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の1/2、上限1万円 ・機械式の生ごみ処理器：本体購入価格の1/3、上限1万円
	指定ごみ袋制度	指定ごみ袋制度：有 （可燃ごみ、容器包装プラスチック類、柏地区） （燃やすごみ、プラスチック系ごみ、沼南地区）
勝浦市	生ごみ処理器等補助事業	当市指定の要綱を作成し、条件にあった購入者に対し補助金を交付する。
	指定袋制導入	分別収集の本格的実施に伴い、指定袋制を導入 小売店平均販売単価 可燃ごみ専用袋...45 10円 / 枚 30 8円 / 枚 不燃・資源ごみ専用袋...45 12円 / 枚 30 8円 / 枚
市原市	生ごみ肥料化容器及び処理機購入費補助制度	生ごみ肥料化容器：購入価格（1基）の1/2で限度額3000円、1世帯あたり2基まで。 生ごみ処理機：購入価格（1基）の1/3で限度額20,000円、1世帯あたり1基まで。
	ごみ減量化・リサイクル推進店	ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。
	指定ごみ袋	燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。
流山市	マイバッグ運動	マイバッグ推進強化月間を設け、エコショップ店頭や小学校でのレジ袋削減の啓発活動を行う。
	生ごみ処理器購入補助	生ごみ処理器の購入者に対し、購入額の一部を補助

市町村名	名 称	内 容
流 山 市	生ごみ処理機モデル事業	市内小学校2校に業務用生ごみ処理機を設置した試行事業
	マイバック運動	市民・事業者が一体となったマイバック運動
	リサイクル推進店	リサイクルに積極的な小売店を認定
	廃棄物減量等推進員	地域におけるごみ減量リサイクルの中心的役割を行う人を委嘱
	多量排出者に対する指導	減量計画書の提出
八 千 代 市	減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民ほかで構成。推進員は自治会推薦。
	生ごみ堆肥化容器購入費補助	購入費の6割補助で限度額はコンポスト式3,000円、電気式20,000円
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度	平成12年7月より実施 40 24円、30 18円、20 12円
	粗大ごみ有料化	平成17年7月より実施
我 孫 子 市	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。
	ふれあい工房	ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。
	我孫子市再資源化事業	一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付（5円/kg、1世帯あたり10円）している。
鴨 川 市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	コンポスト容器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限3,000円） 生ごみ処理器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限30,000円） EM生ごみ処理容器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限3,000円）
	ごみ有料化制度	50円/45袋、20円/20袋（袋代別）
	リサイクル推進認定制度	物品の販売に際して、ごみの減量化に努め、又は再生利用可能な廃棄物の回収を行なっている店舗をリサイクル推進店に認定する。
	指定ごみ袋制	燃やすごみ、プラスチック製容器包装ごみについて指定袋制を実施
鎌 ヶ 谷 市	粗大ごみの有料化	平成8年10月 粗大ごみ1点につき840円
	買物袋持参推進運動	昭和63年 市内の特定スーパーでレジ袋の受取の代わりにスタンプを捺印し、一定数貯まるとごみ袋又は買い物袋と交換する。
	生ごみ処理容器等購入費補助制度	昭和61年 生ごみ処理容器等の購入費に対し補助を行う。
	生ごみ肥料化容器購入設置助成金	生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度3,000円、1世帯2容器まで。
君 津 市	指定ごみ袋制度	可燃・不燃ごみ袋について、世帯に対し一定枚数を無料で配布し、それを超えた場合は購入する。小袋：90円/枚、中袋：135円/枚、大袋：180円/枚
	剪定木等の堆肥化事業	庭木などの剪定木、草等を粉碎して堆肥化し、市民に販売する。（平成14年10月より実施）
	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基まで。
富 津 市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ袋、資源ごみ袋、容器包装プラスチック袋にてごみを回収（15円/枚）
	生ごみ処理容器	生ごみ処理容器の購入設置に対し、助成金を交付（購入金額の1/2、限度額3,000円、1世帯2基まで）
	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業	平成13年10月。助成金の額は購入額の2分の1額とし、20,000円を限度とする。
浦 安 市	生ごみ処理容器等購入費補助金	生ごみ処理機30,000円まで 生ごみ処理容器3,500円までの購入額の1/2
	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点について品目により400円～2,000円 平成13年10月1日から開始。
	指定ごみ袋制導入	分別の徹底・再資源化の促進、燃やせるごみの減量、収集作業の安全性の確保を目的として、平成18年1月23日より家庭系ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）において指定ごみ袋制を導入した。なお、指定ごみ袋の値段については、各製造メーカーの製造コストなどにより異なる。
	事業系少量一般廃棄物指定収集袋制導入	少量排出事業者の適正処理と分別・再資源化の促進、燃やせるごみの減量を目的に、平成18年1月4日より事業系有料指定袋を導入した。（燃やせるごみ・燃やせないごみ各45袋220円、22.5袋110円）
四 街 道 市	生ごみ処理容器等購入設置助成	電動式生ごみ処理機 購入額の1/2（限度額25,000円） 生ごみ処理容器 購入額の1/2（限度額5,000円1世帯2基まで）
	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買物すると20回で可燃ごみ指定袋（小）5枚と交換
袖 ヶ 浦 市	ごみの有料化・指定袋制導入（家庭ごみ）	平成13年7月より燃やせるごみ、燃やせないごみについて実施（20 : 11円、30 : 13円、40 : 16円）
	袖ヶ浦市生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付要綱	生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等を購入、設置した者に対し、費用の一部を助成。一般家庭から廃棄される生ごみの減量化の促進を図る。
	ごみの減量化・資源化協力店制度	ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化協力店」として認定。平成7年10月から実施。
	不用品情報交換	市ホームページに不用品情報を掲載。
	マイバック利用促進運動	協力店でレジ袋を辞退し、ポイントを集めると100円の割引。
八 街 市	剪定枝粉碎機貸出	剪定枝粉碎機を貸し出し、チップや肥料として再利用してもらう。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ（大）、カン・ビン：140円/10枚、不燃ごみ、ペットボトル：160円/10枚 可燃ごみ（小）：120円/10枚
	八街市生ごみ処理容器等購入費補助金	購入金額の1/2補助（上限あり）生ごみ処理容器上限（3,000円）生ごみ処理容器上限（25,000円）
印 西 市	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器：購入金額の2/3、上限3,000円の補助 生ごみ処理機：購入金額の2/3、上限40,000円の補助
	生ごみ処理機活用支援制度	生ごみ処理機の生成物を回収
	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、プラスチック製容器包装の指定袋を導入
	不用品交換	不用品交換コーナーの設置（リサイクル情報広場）
	ごみ分別推進事業	スーパーや公民館等での啓発活動の実施

市町村名	名 称	内 容
印 西 市	ノーレジ袋デーの制定	毎月5日を「ノーレジ袋デー」に制定
白 井 市	マイバック運動	市民・事業者が一体となったマイバック運動を展開
	生ごみ処理容器等購入費助成金事業	生ごみの減量を図るため、購入者に対し助成金を交付 容器式：購入価格の2/3 限度額3,000円、1世帯5年間に2基まで 機械式：購入価格の1/2 限度額30,000円、1世帯5年間に1基まで
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ（大、中、小）、不燃ごみ（小）、資源ごみ（中・大）の3種
	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点について、品目により350円～1,750円 H19.4.1から開始
	事業系紙類の回収	事業所から排出される紙類を電話申し込みにより回収を行い、資源化を図る。
富 里 市	エコショップ・エコオフィス認定制度	ごみの減量化資源化に配慮した事業活動に取り組む店舗や事業所をエコショップ、エコオフィスに認定する
	指定ゴミ袋	可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスビン、ペットボトルの4種。
	生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	生ごみ堆肥化容器購入者に対し、補助金を交付する。
南 房 総 市	エコショップ認定制度	ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店をリサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクルの促進を図る。
	ごみ指定袋	可燃ごみ 一枚あたり 20・30円 45・50円の2種類
匠 瑳 市	ごみの有料化	可燃、不燃ごみ袋各1枚40円、資源ごみ袋、資源ごみシール各1枚20円
	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000円+400円/100kg
	生ごみ処理機等購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する
香 取 市	生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度	生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付 生ごみ処理容器（購入金額の1/2、限度額3,000円） 生ごみ処理機（購入金額の1/2、限度額20,000円）
山 武 市	指定ごみ袋	指定ごみ袋 （成東地区）可燃ごみ（大）40円/枚、可燃ごみ（小）20円/枚、カン類30円/枚、ビン類30円/枚、ペットボトル20円/枚、金属類30円/枚、ガラス類30円/枚 （山武・松尾・蓮沼地区）可燃ごみ（大）40円/枚、可燃ごみ（小）30円/枚、資源ごみ20円/枚、不燃ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚
	ごみ減量化対策	
い す み 市	指定ごみ袋	可燃・不燃・資源（カン・ビン・ペットボトル）ごみ袋（大）10枚/500円 可燃・資源（カン・ビン・ペットボトル）ごみ袋（中）10枚/300円
	生ごみ処理機購入費補助金	生ごみの減量化を図るため生ごみ処理機を購入した者に対し1基につき1万円を上限とし補助する。
酒 々 井 町	指定ごみ袋	可燃・不燃・ビン・カンの4種指定
	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	生ごみ処理機補助 購入金額の1/2 上限20,000円 コンポスト容器 購入金額の1/2 上限3,000円
	粗大ごみ有料化	有料戸別収集（処理券500円、処理袋250円）
印 旛 村	生ごみ処理容器等購入設置助成金	平成13年4月1日施行 生ごみ処理容器 購入価格1/2 上限3,000円 1世帯2基 生ごみ減量化機械 購入価格1/2 上限30,000円 1世帯1基
本 埜 村	本埜村生ごみ処理容器等購入費助成金	生ごみ処理容器等購入者に対し助成金の交付 生ごみ堆肥化容器（購入費の1/2 3,000円を限度）生ごみ処理機（購入費の1/2 30,000円を限度） 平成13年3月29日
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装用の2市2村の共通指定袋制を実施
栄 町	生ごみ処理容器等購入設置	生ごみ減量化機器 購入価格の1/2 上限30,000円 1世帯1基 制定：平成9年4月1日
	資源回収運動奨励金交付要綱	再生可能な有価物の資源化を積極的に推進するとともに、ゴミの減量化を図るため活動団体（自治会・子供会等）資源回収運動奨励金を交付し、町民の環境浄化や廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類：紙、繊維類、びん類、金属類 制定：平成4年4月1日。
	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	一部変更（手数料・燃やすごみ袋 大45円 中25円 小15円、資源物袋 大20円 中15円 小10円、資源物シール 20円、燃やさない・有害ごみ袋 中30円 小15円、粗大ごみシール 100円）
神 崎 町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種指定 1袋35円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助 1個につき3千円 1世帯2個まで 生ごみ処理機補助 購入価格の1/2で上限25千円 1世帯1基まで EM菌容器補助 1個につき千円 1世帯4個まで
	生ごみ処理機設置事業	家庭用の生ごみ処理機の購入に際して、購入価格の2分の1（最高25,000円）を補助する。
多 古 町	指定ごみ袋有料化	可燃ごみ袋 40円 不燃ごみ袋 40円 資源ごみ袋 20円
東 庄 町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2（3万円を限度）として、補助金を交付
大 網 白 里 町	生ごみ堆肥化装置設置費補助金	生ごみ堆肥化装置を購入し設置した者に対し、補助金を交付（1基あたり上限20,000円 半額補助）
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ類について指定袋で回収を行う。
九 十 九 里 町	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集
	環境浄化推進事業	コンポスト及び家庭用生ゴミ処理機の購入者に対し、購入額の1/2（コンポスト3,000円、生ゴミ処理機10,000円限度）補助
	指定ごみ袋制度	燃えるごみ専用袋（大・小）空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定（燃えるゴミ専用袋大1枚35円、小1枚25円 空き缶・不燃物専用袋1枚15円）
芝 山 町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ・大1枚40円、小1枚30円、不燃・資源・有害1枚20円、粗大ごみステッカー一品につき2枚200円分

市町村名	名 称	内 容
横 芝 光 町	ゴミの有料化事業	指定ゴミ袋（シール、ステッカー）の有料化 旧光町地域・可燃（大）1枚40円、（小）1枚20円、不燃1枚40円、資源（袋）1枚20円、（シール）1枚20円 旧樟芝町地域・可燃（大）1枚40円、（小）1枚30円、不燃1枚20円、資源1枚20円、有害1枚20円、粗大（ステッカー）1枚100円（処理料は1品200円）
	粗大ゴミ特別収集	処分場へ自己搬入が困難な家庭に対して戸別収集している。基本料金2,000円+重量料金（100kgごと）400円 ただし、家電リサイクル法対象商品は別途料金加算（旧光町地域）
	電動生ゴミ処理機設置補助	一般家庭より排出される生ゴミの減量化、再資源化を図るため購入し設置した者に対して補助金を交付 補助金額は、購入金額の1/3、上限20,000円
一 宮 町	一宮町生ゴミ肥料化容器購入設置事業	生ごみ肥料化容器購入に要した経費の1/2、限度額3,000円、1世帯につき2基を補助する
睦 沢 町	生ごみ減量化対策事業	電動式生ごみ処理機 購入額の1/2（限度額20,000円） 平成3年4月1日
長 生 村	生ごみ処理機購入費補助	一般家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化を図るため購入し、設置した者に対して補助金を交付 電気式生ごみ処理機（日最大処理量1.5kg以上のもの） 購入額の1/2以内で限度額20,000円、1世帯当たり5年度につき1基まで
	指定ごみ袋制	可燃ごみ袋 20 350円 / 10枚、30 500円 / 10枚、40 650円 / 10枚（購入金額の中に、一部収集手数料を添加している。） 不燃ごみ袋 170円 / 10枚（収集料金の添加なし）
白 子 町	生ごみ処理容器等購入費補助金	生ごみの減量化を図るため、購入者に対し助成金を交付。 （コンポスター：購入額の1/2、限度額3,000円、1世帯2年度につき2基以内・生ごみ処理機：購入額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基）
長 南 町	ごみ減量化対策施設設置整備補助	コンポスト 購入価格×1/2で2,500円上限（2基まで） EMポリバケツ 購入価格（2個セット）×1/2で2,000円上限（2セットまで） 電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2で15,000円上限
大 多 喜 町	指定ゴミ袋	収集可燃ゴミ 有料 袋 大50円 小30円
	生ごみ処理機購入費補助事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入者に対し1基当たり15,000円を限度に購入価格の2分の1を補助する。
御 宿 町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスター：購入額の1/2以内、限度額3,000円とし一帯2個まで 生ごみ処理機：購入額の1/2以内、限度額30,000円
鋸 南 町	指定ゴミ袋	可燃ゴミ 1枚あたり20 30円 45 50円

ス 環境学習関連事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉県環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針	平成17年3月策定 市民、事業者、学校、地域、民間団体、市などの各主体が、環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていく上での方向性を示すとともに、それを推進するために市が進める施策の方向性を明らかにする。
	環境学習モデル校指定事業	学校における環境学習の推進を図るため、市内の小学校6校及び中学校6校（各区1校）を環境モデル校として指定し、環境保全に関する各種の活動を実践してもらう。
	環境学習指導者養成講座	地域における環境学習や環境保全活動を率先して行えるリーダーを養成するための講座を開設する。初級コース（4日間）とステップアップコース（6日間）各コース定員30名で5日間を実施。小学生を対象に、民間団体を活用した参加体験型の環境学習を開催する。定員40人で6コース（各行政区で1コースずつ）
	エコ体験スクール	「環境月間」・「環境の日」の趣旨について広く市民に普及啓発を図るため、記念講演会や市民団体や企業などによる「ちばし手づくり環境博覧会」を実施する。
	ちばし環境フェスティバル	一般市民を対象とした環境情報紙「エコライフちば」を年4回（各26,000部）発行する。
	環境情報紙「エコライフちば」	小学校（4～6年生）を対象とした「ちばキッズエコ調査隊エコ大作戦」及び中学生を対象とした「中学生のための環境学習ハンドブック」を作成し、配布する。（各10,000部作成）
銚 子 市	市民ふれあい講座「ごみの出し方・分け方・リサイクルについて」	市民・学校からの要望により、生活環境課から講師（職員）を派遣し出前講座を実施（参加人数70人）
	自然観察案内人養成講座	行徳近郊緑地をフィールドに野鳥を中心とした自然のあり方を理解し、人に伝えられる技能を修得することを目的に平成13年度から実施している。18年度は入門編・学習編・実践編の各講座を6回ずつ計18回開催し、計48名が受講した
市 川 市	啓発資料の発行	東京湾三番瀬の底生生物だけでなく、東京湾全域やその他の干潟にも観察対象を広げ、イラストや実物写真を多用したガイドブックを編纂した。
	いちかわ環境フェア	市民を対象に環境に関する意識の高揚と知識の普及を図るため開催。18年度は市民参加を推進するため、環境フェア企画運営ボランティアと協働で開催した。
	いちかわ子ども環境クラブ	小中学生の自発的な環境学習を支援するために運営している。それぞれが目標を決めて行うグループ活動のほか、全体活動として発足式・活動発表会・親子環境教室などを行っている。平成19年3月末日現在、45団体1,418名。
	環境活動リーダー養成講座	環境学習を自主的に進める市民リーダーの養成を目的として開催している。平成18年度は11名が講座を終了した。
	市民環境講座	環境問題を身近な問題としてとらえてもらうための講座を実施。平成18年度は7回151名参加。
	親子環境講座	親子が一緒に学び体験するプログラムを実施。平成18年度は3回開催。
	施設見学会	環境月間に環境に配慮した事業活動に取り組んでいる企業の施設見学会を実施している。平成18年度は、「グリーンコンシューマーになろう」ということで、ハム工場と飲料工場の見学会を実施し、46名が参加した。
	小中学校における環境学習の支援	小中学校における環境学習を支援するため、パンフレットやプログラムの作成、教材の貸出、講師の紹介などを行っている。平成18年度に支援した活動は5回 159人に支援

市町村名	名 称	内 容
市 川 市	三番瀬エコツアー	船で三番瀬を訪れ、そこで行われている漁業と水鳥を中心とした自然の姿を通して三番瀬の現状を知るとともに、自然環境の保全再生について理解を深めることを目的に実施。4回、53名参加
	事業者に対する環境学習	事業者の環境問題への取組みを推進するため、講師を招き情報提供を図っている。平成18年度は「地球温暖化対策の現状と今後の展望」のテーマで実施。48の事業者が参加した。
船 橋 市	セミのぬげがら調査	夏の代表的な昆虫であるセミのぬげがらの調べ方を学ぶ入門コースと公園のぬげがらを調べる実践コースを実施した。(平成19年度)入門2回/48名、実践36名 115千円
	船橋環境フェア	市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展や体験実演、発表会等を行うほか、市本庁舎内で環境パネル展を実施。参加人数及び予算額:(平成19年度/2日間開催)延べ約4,700人、478千円。
	自然散策会	平成15年度に作成した「ふなばし自然散策マップ」を使い、マップ作成者と共に自然散策を行う。平成16年度より年3回実施。参加人数及び予算額:(平成19年度)各回約20~30人、43千円
館 山 市	三角コーナー水切紙配布事業	小学校4年生に水切紙を配布し家庭雑排水の浄化を働きかける。
	環境美化ポスター募集	市内小学生より募集し、最優秀賞を翌年の環境美化カレンダーに掲載(応募点数:585点)
	市内一斉清掃	5月に市民とともに散乱ごみの収集をし、ポイ捨禁止を呼びかける(6,000人参加)
木 更 津 市	リサイクルフェア	日常生活の中でできるだけごみを減らし、資源のリサイクルを推進することを目的として平成18年10月15日(日)木更津市民総合福祉会館駐車場にて開催、参加人数約6,000人(リサイクル促進ポスターコンクール、フリーマーケット、リサイクルクイズなど)。
	環境学習	市内小学校の依頼により環境学習を実施。参加人数、3小学校、8クラス、240人
松 戸 市	(財)松戸みどり花の基金野鳥観察会	野鳥は自然のバロメーターといわれているが、その野鳥を知ることで野鳥と自然とのかわりを深く認識してもらうことを目的として、市内、県内及び近隣県で講師3名により実施している。
	ごみツアー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。(平成18年度363名参加)
	親子が水辺で集う日	環境月間である6月に河川に親しんでもらうと共に河川愛護の精神を高めることを目的に環境イベントを実施する。(平成18年度700名参加)
	河川見学会	公募により河川見学会を開催し環境について学習を行う(平成18年度1回実施18名参加)
	環境学習	市内小中学校・団体の依頼により実施(平成18年度2回実施延221名参加)
成 田 市	環境関連講演会	講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。平成19年度講師「柱文喬氏、笑福亭仁嬌氏」テーマ「人に思いやりを環境にやさしさを」参加人数:133人
	屋形船による印旛沼自然観察会	屋形船に乗船し印旛沼に直接触れて楽しむことにより、沼の実態を市民に知ってもらう。平成19年度参加人数39人
	リサイクル教室	一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル教室等を開催する。平成18年度7回開催
佐 倉 市	水辺観察会	市内の水辺環境について、講義や野外観察を実施。(平成18年度2回28名参加)
	印旛沼公開講座	印旛沼をめぐる歴史と文化について紹介。(平成18年度3回延べ168名参加)
	印旛沼と周辺の昔ばなし	親子を対象とした印旛沼周辺の昔話(平成18年度1回26名参加)
東 金 市	アースセレブレーション	環境ウォークラリーや環境展覧会(環境イラスト展、各種展示)を通じ、市民の環境意識の向上を促す。
	自然観察会	自然観察グループ「ときがねウォッチング」のガイドで冬の野鳥観察やネイチャーゲームなどを行う。
	Kids ISO説明会	Kids ISOの意義を理解してもらうために、市内小学校5・6年生を対象として地球温暖化についての説明会を実施する。
習 志 野 市	小学生の環境施設での環境学習	市内全16小学校の4年生を対象に、市内の環境関連3施設の環境学習を実施している。18年度は、清掃工場・リサイクルプラザにおいて「ごみ処理とリサイクルの現状」を、谷津干潟自然観察センターでは「ラムサール条約と干潟の生き物」についての学習を実施した。
	自然観察会	市民が自然環境保全の大切さを認識し、自然保護意識の高揚を図ることを目的に、自然観察会を開催している。
柏 市	リサイクルフェア	平成19年10月21日(日)実施 参加人数:2,000人 内容:フリーマーケット、リサイクル作品コンテスト、模擬店でのリユース食器の利用
	手賀沼流域フォーラム	平成19年7月28日(土)に千葉県、流域自治体、市民団体との連携により手賀沼親水広場で開催。手賀沼浄化に向けて、手賀沼を知る、ふれる企画として、パネル展示や体験イベントなどを行った。
	手賀沼船上探鳥会	手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察をとおして、自然環境の保全への意識高揚を図る。参加者30名柏市環境ステーションへ委託。
	はじめよう!ストップ温暖化展	平成19年5月29日(火)から6月4日(月)まで、そごう柏店8階連絡通路で開催。地球温暖化に関するパネル展示など。
	柏の水辺めぐり	地域の環境問題に対する意識高揚を図り、手賀沼や流域河川の浄化のため手賀沼船上見学や、浄化関連施設の施設見学等を実施。72回2,382人
	学校ピオトープの整備	市内の学校内に環境学習・活動の拠点となるピオトープを整備している。
市 原 市	エコフェアいちはら	市原市環境の月のメイン行事として環境啓発映画、各種団体による環境保全活動内容の紹介、フリーマーケット等を実施。平成19年6月23日(土)開催。来場者数約5,000人、予算額1,250千円。
	臨海部工場見学	市内小学生を対象に実施。19年度参加人数914人。
	自然観察会	巨木めぐり、ホタル観察会、子ども昆虫教室、いちはら自然教室、野鳥観察会、スターウォッチングを実施。19年度参加者数計225人
	水辺の観察会	養老川に生息する水生生物などを観察して水辺に親しむ。19年度参加人数37人。
	環境保全推進絵紙展	環境をテーマにした絵紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。
	夏休みリサイクル見学会	小学生を対象に、市内のリサイクル施設等の見学を通じ、ごみの減量とリサイクルの必要性を実感してもらう。
流 山 市	環境シンポジウム流山	平成18年12月3日(日) 参加人数1,083人 講演会、パネルディスカッション、自然観察会、ガレッジセール、エコ製品の展示会等
八 千 代 市	こども環境学習	小学校5・6年生を対象に自然の仕組みや尊さを学ぶため、実際の体験を含めた学習を2日間行った。参加者40名(平成19年7月24日、25日実施)

市町村名	名 称	内 容
八 千 代 市	環境モニター施設見学会	環境モニターによる環境施設の見学会を行い、環境意識の高揚を図る。参加者25名（平成19年8月21日実施）
	昆虫展	水辺の自然環境調査（平成14年3月）時に採取した昆虫標本の展示。（平成19年8月8日～16日まで実施）来場者751名・期間中に2日間（8月9日・10日）学習会を開催した。参加者計53名
我 孫 子 市	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、市内小学校5、6年生を対象に実施している。
	手賀沼ふれあい船上見学会	一般市民を対象とした船上見学会を実施し、手賀沼に対する理解を深め、浄化に対する意識の高揚を図る
	水辺の環境学習	夏休み期間中、小・中学生を対象に様々な環境学習会を実施。平成18年度は6回実施、参加者98人。平成19年度は7回実施、参加者214人
	環境配慮指針学習会	環境にやさしい生活のための啓発事業として市民講座を実施。平成18年度参加者48名（2回実施分）
鴨 川 市	環境ポスター展	市環境週間中に、市内小学生が作成した環境ポスターを展示
	自然観察会事業	市内小学生を対象に、自然観察会を実施。子供たちに、身近な自然に触れてもらい、地域環境を見直してもらうことで、自然環境の保全等の意識の高揚を図る。
	ふれあい学習	総合的なボランティア活動の一環として「ふれあい学習」を実施。（海岸清掃）
鎌 ヶ 谷 市	こども環境学習講座	小学生を対象とした環境保全啓発事業
	市民環境講座	成人を対象とした環境保全啓発事業
	講師派遣事業	市職員を学習会の講師として派遣
君 津 市	環境フェア	リサイクル推進ポスター展、剪定木堆肥試供品配布、ビデオ上映（地球温暖化防止、広域ゴミ処理施設など）、水と大気の調査状況・放置自動車の現状などの展示 参加人数：850人 平成18年度予算額：104千円
	消費生活展	リサイクル推進ポスター展
	学校版ISO認証事業	平成18年4月から実施 本制度は、市内の小・中学校でISO14001に準じた取り組みとして、環境方針を定め、行動内容・役割分担などを計画・行動・点検・見直しの仕組みが構築され、学校の自主的な環境配慮の取り組みを奨励
富 津 市	エコスクール	環境についての学習会 参加人数30名
浦 安 市	環境フェア	市民に環境問題を身近なものに感じていただくための啓発を目的とし、「限りある資源 - 無駄なく活かして温暖化防止 -」をテーマとして、リサイクル楽器のコンサートや環境クイズラリー等を行い、一人一人が自発的に環境保全活動に取り組む機会となるよう啓発を行う。 開催日：平成18年6月3日、参加人数：465人 平成18年度予算：2,142千円
	環境ポスター展	市内小・中学生を対象に、環境全般に関するポスターの募集及び展示をする。 参加人数 540名 予算額392千円
袖 ヶ 浦 市	暮らしと環境を考えよう in袖ヶ浦	市民と事業者・行政が一体となって環境イベントを開催し、地域における環境保全活動のあり方について問題提起、環境問題への取り組み方を紹介。
	環境学習講座	年4回 環境に関するテーマについて 参加者毎回約30人
	自然散策会	（年2回 袖ヶ浦市内 参加者毎回約30人）
印 西 市	印西市自然探検隊	市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る
	ごみ処理施設見学会	ごみの処理施設及びリサイクル中間処理施設の見学会を開催することによって、ごみ減量化・資源化に対する市民意識の高揚を図る。
白 井 市	環境学習講座	市民の環境保全意識の高揚及び環境学習の充実を図ることを目的に、自然環境の保全など環境に関するテーマを定め学習する講座を開催する。参加人数等：5講座160名
	第6回環境フォーラム	20. 2. 9開催 テーマ；「自らの手で守ろうふるさと白井の自然と環境」 ～はじめよう！エコ生活～ 内容；基調講演、事例発表、パネルディスカッション
	小学生用環境家計簿	環境学習の一環として、エコノートを作成し、小学校3年生に配布。
	小学生と福祉作業所の生徒との協働学習	水質浄化学習としてEM団子を作成し、金山落に投入。水質浄化経過を観察する。
富 里 市	クリーンセンター見学会	市クリーンセンターの施設を見学する（随時実施）
	環境美化ポスター展	小学校5年生を対象に環境美化に関するポスターの募集と展示を行う
	夏休みちびっ子リサイクルセミナー	小学4～6年生を対象に環境学習を通じてリサイクルの知識の習得を図る。
い す み 市	環境学習会	市民を対象に環境への認識をより深めていただくための環境学習会やボランティア活動等を実施する。
本 埜 村	自然体験学習	船の上から印旛沼を観察するとともに沼周辺の清掃活動を実施 参加人数25名
長 南 町	自然環境学習	私たちが生活する身近な場所（水辺）に住む貴重な動植物とふれあい、自然の大切さを学ぶことを目的に実施。
御 宿 町	こどもエコクラブ「地球っ子」セミナー	地域や地球環境について体験を通して学び、知る、守ることの大切さをトレーニングする。このことに対し、町で助成している。（助成額35,000円）

セ 環境保全活動への助成

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地域環境保全自主活動事業補助	市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、予算の範囲内で直接経費の90%（限度額15万円）を補助する。
	低公害車導入補助事業	平成4年4月1日より実施。ごみ収集事業者、貨物・旅客運送事業者などを対象に、天然ガス・ハイブリッドのトラック・バスなどの低公害車の導入費用の一部を補助する。

市町村名	名 称	内 容
銚 子 市	銚子市地域環境保全活動支援	平成12年度11月1日から支給開始 事業内容...平成12年7月3日に自主警備団を結成、不法投棄防止のための監視、関係機関への情報提供 表彰...平成14年度環境保全功労者等環境大臣表彰(平成14年6月5日) 地域環境自主活動事業補助金交付要綱(H16.9.29) 対象(民間団体)政治活動、宗教活動もしくは営利事業目的を除く
市 川 市	環境活動推進連絡会	環境活動団体間の情報交換・情報提供を目的としたネットワーク 平成12年5月発足 会員数現在34団体
	環境活動団体支援事業	環境をより良くする市民活動の支援を目的に、環境活動を行う民間団体を支援している。登録した団体を対象に、講師の派遣・教材等の貸出・情報提供等を実施している。登録団体数は平成18年度末で28団体
館 山 市	河川浄化活動補助金	住民の環境浄化への意識の高揚ときれいな海を取り戻すことを目的とする
木 更 津 市	小櫃川河口干潟保全事業	市民が小櫃川河口干潟の自然とふれあえるよう、またその保全意識を高めることができるよう自然環境保護団体の活動に対し補助金を交付する。
松 戸 市	松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額320千円(平成18年度 78町会)
	水質浄化活動団体等に対する助成金	市内河川の水質浄化活動(周辺美化も含む)を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数20名以上(助成金は経費の1/2以内で5万円を限度とする)補助金額550千円(平成18年度 12団体)
茂 原 市	容器包装廃棄物等回収還元金事業	自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及びPTAが行う資源ごみ回収事業に対し、還元金を交付。
成 田 市	地域環境啓発事業助成金	自治会、学校等の団体が行う水に関する環境保全・調査活動や清掃・美化活動に対して、5万円を限度に学習用具・清掃用具の提供を行う。
	じんかい集積所設置費補助金	じんかい集積所等を新設、改造する区・自治会等に補助金を交付する。
佐 倉 市	佐倉市環境ボランティア育成事業	地域に根ざした市民の自主的な環境保全活動を育成・支援していくため助成。補助対象経費の1/3(限度額30万円)
旭 市	きれいな旭をつくる会補助事業	きれいな旭をつくる運動を推進するため、環境美化活動を推進する地区への助成を行う。
柏 市	雨水浸透ます設置費補助制度	湧水保全及び地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透させる「雨水浸透ます」を設置する市民に対し、費用の一部補助を実施。一基あたり2分の1補助、上限15,000円 設置世帯、設置数:8世帯 12基(18年度)
	柏市市民公益活動補助制度	ボランティア活動やまちづくりに関連する活動など非営利かつ自主的な市民公益活動を行う団体を対象に補助金を交付 立ち上げ支援(たまごコース)活動事業費の2分の1で上限10万円 自立支援(ひよこコース)活動事業費の2分の1で上限50万円
	柏市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度	地球温暖化対策として「住宅用太陽光発電システム」を設置する市民の方に対し、費用の一部を補助。平成19年度予算額150万円
	低公害車促進補助制度	当該年度に柏市内に天然ガス自動車及びハイブリッド自動車を新規登録する方に対し、費用の一部を補助。520万円
市 原 市	市原市水辺美化活動費補助金	市内の河川敷等において、美化活動を行う団体に対し、その経費の一部を交付する。平成16年4月1日施行。
	3R推進月間ポスター募集	3R推進月間(10月)にあわせ、市内小中学校を対象にごみの減量化・リサイクルをテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰している。
	清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を進呈する。
流 山 市	地球にやさしい住宅設備設置奨励金	地球温暖化対策として「太陽光発電設備」「太陽熱温水器」「CO2冷媒ヒートポンプ給湯器」及び「ガスエンジン給湯器」等を設置する市民の方に対し、費用の一部を奨励金として交付。平成19年度予算額400万円
我 孫 子 市	雨水抑制施設設置補助金	雨水の流出を抑制し、地下水涵養・湧水の回復等を図るため、雨水浸透ます、浸透トレンチ、雨水貯留槽の設置者に対し補助金を交付。補助額 1施設につき30,000円(施設が2以上の場合50,000円)を限度。
鴨 川 市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。
富 津 市	環境浄化対策事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内4団体に補助金を交付する。
四 街 道 市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたく環境美化意識の高揚を図る。個人・団体10名以内
印 西 市	環境保全に関するポスター・標語の表彰	ポスター・標語を通じて、現代の環境及びごみ問題についての意識の高揚、また資源循環の大切さを呼びかけ、ごみ減量化・再資源化を広く推進し、啓発することを目的に実施
白 井 市	生活環境指導員	市内各地域における廃棄物の排出方法及び不法投棄の現状把握するために、生活環境指導員を設置 年額報酬:25,000円 H19 94人委嘱
富 里 市	不要物集積所設置補助金	不要物集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の1/3の額 上限18,000円/か所
南 房 総 市	ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する市内の行政区に対し、補助金を交付。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。
い す み 市	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。(旧岬町)
大 網 白 里 町	不法投棄監視パトロール	不法投棄の監視員20名を各地区に配置して不法投棄等の監視パトロールを行っている。
横 芝 光 町	資源ごみ集積所施設整備事業	地域で発生する資源ごみの適正な管理、環境保全を図るため、資源ごみ集積所施設の整備に対して補助金を交付。 補助金額は、整備に係る資材費の全額。(上限、新築30万円・増改築20万円)
長 生 村	長生村合併処理浄化槽設置事業費	制定平成2年4月1日 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
長 南 町	不法投棄等の情報提供に関する協定	町内の郵便局と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。

市町村名	名 称	内 容
長 南 町	不法投棄監視パトロール	不法投棄の監視員5名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。
御 宿 町	環境保全推進事業	団体が実施する再資源化に係る有価物回収事業に対し、補助金を交付する。(営利を目的とするものを除く)。有価物回収重量3円/kg

ソ その他の取組

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業	平成11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道配水管布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
市 川 市	グリーン購入の推進	グリーン購入を全庁的に推進するため、購入に関する指針と方針を定め取組んでいる。平成18年度の取組み結果は、調達目標100%を掲げた第1種調達推進品目では、目標を達成したのは4分野であった。
	ISO14001環境マネジメントシステムの取組	本庁舎を中心とした19の施設を対象に環境マネジメントシステムを構築・運用している。総合計画、環境基本計画の重点施策・事業を環境マネジメントの対象とし、環境保全を推進する。(クリーンセンターでは、平成12年2月からすでに取組が推進されている。)
	屋上等緑化補助	都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化に対し補助。平成18年度の緑化面積は106㎡
	生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機補助	家庭から排出される生ごみの有効利用を図るため、生ごみ堆肥化容器と電気式生ごみ処理機の購入費の一部を補助。平成18年度は合わせて1172基分を補助。
船 橋 市	清掃工場におけるISO14001の取組み	地球環境に与える環境負荷を減らし、環境にやさしい清掃工場を目指すものとしてISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーに向けた取組を実践している。
	施設見学バス	ごみ減量施設見学バス(リサちゃん号)の運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。
館 山 市	館山市市不法投棄監視員制度設置	廃棄物及び土砂等の不法投棄等を未然に防止するため、不法投棄監視員制度に関し必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境の保全に資する。
	館山市環境審議会	境問題にかかわる事項について必要な調査・審議を行い市長に答申し、又は建議する。
松 戸 市	松戸駅周辺ポイ捨て対策モデル事業	平成10年10月より、松戸駅周辺500m圏内にてポイ捨て対策事業を実施。
野 田 市	不法投棄防止パトロール	廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。
茂 原 市	「エコステージ1」認証取得	環境マネジメントシステムの「エコステージ1」を平成17年2月28日に取得
成 田 市	ISO14001	平成18年3月24日取得。適用範囲は成田市役所本庁舎
	駅前クリーン運動	毎月21日、商工会議所、各事業所、市職員により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。
	緑化推進事業	年2回、各区へ花の苗を配布し、緑地に植栽、管理してもらう。
佐 倉 市	ISO14001認証取得	平成13年3月9日取得。(平成19年3月更新)
東 金 市	あしたの森育成事業	人と共生する自然である雑木林を未来の子供達に残そうという趣旨で、市民・企業と協働して15年3月に植樹を行った。その後は草刈りや散策の整備などを続けている。
柏 市	かしわ環境ステーションの整備	平成17年10月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として整備。
勝 浦 市	一日清掃	市行政区(45区)ごとに年8回の一日清掃日を設定し、区域内の空き缶拾い、草刈り等を実施。
	春季ゴミゼロ運動	H18. 5.14からH18. 6.25まで実施
	秋季ゴミゼロ運動	H18. 9.10からH18.12.10まで実施
	江戸川クリーン大作戦	H19. 5.27実施
流 山 市	路上喫煙及びポイ捨て防止キャンペーン	1ヶ月に4回実施
	不法投棄連絡員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄等の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するために、不法投棄連絡員制度を設置することにより、市民の快適な生活環境の保全に資する。八千代市不法投棄連絡員制度設置要綱(平成4年10月1日制定)
我 孫 子 市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
鎌 ヶ 谷 市	環境美化運動	毎年、関東甲信越静の1都10県で「ごみゼロデー」と定める5月30日に一番近い日曜日に、自治会などが中心となって、市内全域の道路に散乱する空きビン、空き缶などを清掃する。
君 津 市	不法投棄監視員の設置	市内の各地域における廃棄物の不法投棄及び土砂等による埋立ての現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市不法投棄監視員を設置要綱 平成12年10月1日制定
	環境監視員の設置	市内における廃棄物の不法投棄や土砂等による埋立ての現状の把握、特定建設作業の届出の確認、野焼きの指導など、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市環境監視員設置要綱 平成15年4月1日制定
	ISO14001	平成17年2月23日取得
富 津 市	不法投棄監視員制度	廃棄物の不法投棄等の状況を把握し、不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境を保全する。
浦 安 市	ISO14001の取り組み	平成13年11月30日取得 市自らも環境に配慮した事業活動に努め、深刻化する地球環境問題に取り組み地球環境の保全を図る。
	あき地の草刈り指導	浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例
印 西 市	クリーン印西推進運動	月1回、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行う。
	不法投棄防止対策事業	市職員及び民間警備会社による夜間パトロール、不法投棄監視員による監視活動、広報を利用した不法投棄に関する情報提供・不法投棄対策の呼びかけ・意識啓発、不法投棄防止看板の貸与等を実施
白 井 市	ISO14001の取組	市自らも環境に配慮した事業活動に努め、深刻化する地球温暖化問題に関連し、環境マネジメントプログラムに取り組み地球環境保全を図る

市町村名	名 称	内 容
白 井 市	ポイ捨て防止キャンペーン	6/6白井駅 11/7西白井駅 において、ポイ捨て防止キャンペーンとして街頭啓発を行う。
	ごみ減量、生活排水啓発	10/27. 28 ふるさとまつりにて、ごみ減量化、マイバック運動及び生活排水対策啓発を図る。
	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
	市民が育てるきれいなまちづくりたい(アダプトプログラム)	市が管理する道路、公園、緑地を活動対象とし、住民や事業者等からなる自発的なボランティアによって、美化活動を行う制度(H19.5~)
富 里 市	アダプトプログラム(里親制度)	一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア(「里親」)によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度を平成14年4月1日に導入
	不法投棄監視員	市内の不法投棄等の現状を把握するため、20歳以上の市民の中から不法投棄監視員を委嘱する。平成3年から実施
匝 瑳 市	不法投棄監視事業	不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視員による監視活動を行う。「匝瑳市不法投棄監視員規則」(平成18年4月24日)
香 取 市	廃棄物最終処分場及び周辺調査(旧山田町)	廃棄物最終処分場等からの放流水、周辺土壌、隣接井戸水及び臭気の測定を実施
山 武 市	環境監視員設置	廃棄物の不法投棄を未然に防ぎ、市民の生活環境の保全に資する。
本 埜 村		ごみ減量キャラクターを作成し、減量化の推進を図っている
栄 町	再生品トイレットペーパー(ドラムロール)の作成	役場から排出された、コピー用紙などからトイレットペーパー(ドラムロール)を作成し、イベント時に町民へ配布及びPRしている。
横 芝 光 町	不法投棄防止・リサイクル啓発キャンペーン	不法投棄監視員、環境美化推進員・協力員による不法投棄防止とリサイクル意識啓発を図るため、産業祭・文化祭会場でキャンペーンを実施。
	不法投棄防止対策事業	月1回、町内全域をパトロールし、不法投棄防止と早期発見を行う。
	里親ボランティア	ボランティア連絡協議会に加入している方々の協力を得て、町内道路等でポイ捨てゴミの多いところを里親として美化活動を行い、環境美化の意識高揚を図る。(旧光町地域)
	町内一日清掃	町行政区(82区)ごとに「ゴミゼロ運動」とは別に年1回、12月にカン、ビン、粗大ゴミ等の収集、草刈り等を実施。
	空き地の雑草等の除去に関する条例	雑草が繁茂し、生活環境を悪化している空き地の所有者に対し、雑草を除去し、適正に管理させる。7年3月29日制定
	環境美化活動	住民の快適な生活環境の確保、自然環境の保全を目的に、月1回町内のポイ捨てゴミの回収を環境美化推進員・協力員、シルバー人材センターの協力により実施。
一 宮 町	快適な環境づくり事業	老人クラブ連合会に参加する単位老人クラブ22団体が各地域内で清掃活動を行う
長 生 村	不法投棄監視員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資する。長生村不法投棄監視員制度設置要綱 平成3年11月1日制定
	環境美化推進員の設置	美しく住みよい環境づくりを目指し、住民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。長生村環境美化推進員設置要綱 平成10年3月16日制定
	特定環境保全公共下水道事業	生活環境及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の保全を図るため公共下水道の整備を行っている。認可計画284ha
御 宿 町	古紙回収	町全戸対象の古紙回収(週1回)、町協力団体による古紙の回収(月1回)